

国 有 財 产 の 概 要

第1 国有財産の制度

1. 国有財産とは

国の所有する財産には、現金や預金のほか、土地・建物等の不動産、船舶・自動車・航空機等の動産、貸付金等の債権、著作権・特許権等の知的財産権、地上権・鉱業権等の用益物権等多種多様なものがある（広義の国有財産）が、ここにいう国有財産とは、国有財産法（昭和23年法律第73号）第2条及び附則第4条に規定されている財産（狭義の国有財産）、すなわち第1表に示すものをいう。

第1表 国有財産の範囲

(1) 国有財産法第2条に規定する国有財産

國 有 財 產 權	不動産	(1) 土地
		(2) 土地の定着物（建物、立木竹等）
	動産	(1) 船舶、浮標、浮桟橋、浮ドック、航空機
		(2) 不動産及び(1)に掲げる動産の従物（昇降機、冷暖房装置等）
	用益物権	(1) 地上権
		(2) 地役権
		(3) 鉱業権
		(4) 以上のものに準ずる権利（採石権等）
	知的財産権	(1) 特許権
		(2) 著作権
		(3) 商標権
		(4) 実用新案権
		(5) 以上のものに準ずる権利（意匠権等）
	有価証券等（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所持するもの）を除く。	(1) 株式
		(2) 新株予約権
		(3) 社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）
		(4) 地方債
		(5) 信託の受益権
		(6) 以上のものに準ずるもの
		(7) 出資による権利

※ (5)信託の受益権には、国有財産法第28条の2の規定により行った不動産の信託の受益権が含まれる。

(2) 国有財産法附則第4条に規定する国有財産
旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具

2. 国有財産の分類及び種類

国有財産は、国の行政の用に供するため所有する行政財産と、それ以外の普通財産とに分類され、行政財産は、さらに用途又は目的に従って、4つの種類に分けられている（国有財産法第3条）。

(1) 行政財産

イ. 公用財産

国において国の事務、事業又はその職員の住居の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、庁舎、国家公務員宿舎）

ロ. 公共用財産

国において直接公共の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、公園、道路、海浜地）

ハ. 皇室用財産

国において皇室の用に供し、又は供するものと決定した財産（例えば、皇居、御所、御用邸、陵墓）

ニ. 森林経営用財産

国において森林経営の用に供し、又は供するものと決定した財産

(2) 普通財産

普通財産とは、行政財産以外の一切の国有財産をいい、原則として特定の行政目的に直接供されることのないものであり、その内容は様々な性格の財産から構成されている。

これらの財産は、行政財産に近い性格を有する財産とそれ以外の財産に大別できる。前者の例としては、イ. 国が政策目的を達成するために特別の法律の規定に基づいて行った現金出資又は現物出資により取得した出資による権利、ロ. アメリカ合衆国の軍隊に条約に基づき提供するキャンプ地、飛行場、港湾施設等があり、通常の普通財産のように自由に処分することはできないものである。後者の財産は、その時々の社会的要請に即応して効率的、かつ、適正に管理又は処分を行うべき性質の財産である。

また、取得の経緯からみると、相続税法等の規定により租税物納として金銭に代えて国庫に納付され普通財産となつたもの、又は行政財産が不要となって本来の行政目的に供されなくなつた場合、すなわち用途廃止されて普通財産となつたもの等がある。

3. 国有財産の管理及び処分

(1) 管理処分の仕組み

国有財産の管理とは、これを取得し、維持保存し、又は貸付け等の運用をすることであり、処分とは、売払い、交換、譲与、信託等をすることをいう。これら管理処分の仕組みは、行政財産と普通財産とでは異なっている。

行政財産は各省各庁の長が管理するが（国有財産法第5条）、国有財産法に定める場合（例えば、地方公共団体等がその経営する鉄道等の施設の用に供する場合において、これらの者のために地上権を設定する場合、庁舎等の一部に余裕がある場合で、当該余裕部分を国以外の者に貸し付ける場合等）のほか、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することはできないことになっている（国有財産法第18条）。

これに対し、普通財産は原則として財務大臣が管理処分し（国有財産法第6条）、これを売払い、貸付け、又はこれに私権を設定することも可能である（国有財産法第20条）。

行政財産が不要となった場合は、各省各庁の長は、その用途を廃止して普通財産とし、これを財務大臣に引き継がなければならぬ（国有財産法第8条）。もっとも、交換や取扱いの目的で用途廃止するもの等引継不適当の財産や労働保険特別会計等11の特別会計に属する財産は、用途廃止後もそのまま所管の各省各庁の長が、管理処分を行うこととなっている。

財務大臣は、普通財産を管理処分するとともに、国有財産の管理処分の総括を行っている（国有財産法第7条）。国有財産の総括とは、国有財産の適正な方法による管理処分を行うため、国有財産の制度を整え、その管理処分の事務を統一し、その増減、現在額及び現状を明らかにし、並びにその管理処分について、必要な調整をすることをいう（国有財産法第4条）。

この国有財産の総括に関する事務の具体的な内容としては、イ、国有財産に関する資料若しくは報告を求め、実地監査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求める（国有財産法第10条）ロ、所管換の協議を受けること（国有財産法第12条）ハ、取得、処分等の協議を受けること（国有財産法第14条）等がある。

なお、財務大臣の行う総括事務や各省各庁の長の行う管理処分の事務は、その一部を下部機関である部局等の長に委任できることとなっている（国有財産法第9条第1項及び第2項）。また、管理処分の事務の一部は、都道府県又は市町村が行うことできることとなっている（国有財産法第9条第3項及び第4項）。

(2) 国有財産台帳

イ、国有財産の管理処分を適正、かつ、効率的に行うためには、国有財産の現況を正確に把握することが必要である。そのため各省各庁又はその下部機関の部局等は、國

有財産台帳を備えて、その所管する財産の現況を記録することとされている（国有財産法第32条）。

この国有財産台帳は、財産の区分（土地、立木竹、建物、工作物等の区分をいう。）、種目（土地における敷地、宅地、原野等の区別、建物における事務所建、住宅建等の区別をいう。）、所在、数量、価格、得喪変更の年月日及び事由、その他必要な事項を記録することになっている。したがって、国有財産の取得、所管換、処分その他の事由によって、これに変動が生じた場合には、その増減を台帳に記録して整理を行っている。

国有財産は、原則として国有財産台帳に記録されるが、例外として記録されないものがある（国有財産法第38条）。これは、（イ）公共用財産のうち公園、広場として公共の用に供し、又は供するものと決定したもの以外のもの（すなわち、道路、河川、海浜地等）と、（ロ）一般会計に属する普通財産のうち都道府県道又は市町村道の用に供するため貸し付けたものである。

なお、これらの財産については、所管大臣がそれぞれの管理法規により、管理を行うための公共物の管理台帳を作成することとなっている。

また、このほか、実際に国有財産台帳に記録されていない国有財産（いわゆる脱落地）があるが、これらについては、実態を把握する都度、台帳に記録することとしている。

ロ、国有財産台帳に新たに登録される価格は、原則として取得価格である。この台帳価格については、財務大臣が指定するものを除き、その後の価格変動等に伴う修正を行うため、国有財産法施行令第23条の規定に基づき、毎年度、評価替（以下、「価格改定」という。）を行うこととしている。

(注) 価格改定の評価方法

- ・ 土地…原則として、相続税評価額
- ・ 建物、工作物等…改定前台帳価格から減価償却額を控除した額
- ・ 上場有価証券…市場価格
- ・ 政府出資等…純資産額

ハ、平成22年1月からの国有財産総合情報管理システムの実施に伴い国有財産台帳は電子化されている。

(3) 国有財産増減及び現在額報告書等、同総計算書等

各省各庁の長は、その所管する国有財産について、年度間の増減及び当該年度末の現在額を、国有財産増減及び現在額報告書として作成することとなっている。また、その所管する国有財産のうち、国有財産法の規定により無償貸付をした財産について国有財産無償貸付状況報告書を作成することとなっている。

各省各庁の長はこれらの報告書を財務大臣に送付し、財務大臣はこれらに基づき国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書を作成することとされている（国有財産法第33条及び第36条）。

財務大臣は、この両総計算書を内閣に送付し、内閣はこれらを会計検査院に送付して検査を受けたうえ、翌年度開会の国会の常会に報告することとなっている（国有財産法第34条及び第37条）。

なお、平成15年度決算からは、国会からの「決算の早期化」の要請を受けて、両総計算書を国有財産法の規定よりも2ヶ月程度早く国会に報告することとされたところである。

- (注) 1. 本特集号の国有財産に関する現在額等の統計数字は、平成25年度国有財産増減及び現在額総計算書及び国有財産無償貸付状況総計算書に基づき作成したものである。
2. 国有財産関係統計の数字は、原則として単位未満を切り捨てて作成しているため、合計数字と符合しないことがある。
3. 統計の配列は、総括関係統計、行政財産関係統計、普通財産関係統計の順とし、巻末に参考資料を掲載した。

第2 国有財産の現在額

1. 国有財産の総額

国有財産の平成25年度末における現在額は、104兆8,131億円であり、そのうち行政財産は23兆3,998億円（22.3%）、普通財産は81兆4,132億円（77.7%）である。

(注) 国有財産の総額には、公共用財産のうち、道路、河川、海浜地等は含まれていない。

2. 区別現在額（統計1、2、8、20、24参照）

平成25年度末現在の国有財産を区別別にみると第2表のとおりであり、政府出資等が総額の72.3%を、土地が16.7%を占め、次いで建物、工作物、立木竹の順となっている。

(1) 土 地

土地の現在額は87,651km²、17兆4,778億円であり、この面積は、国土面積377,961km²の約23.2%に相当する。

土地のうち、行政財産は86,630km²、12兆5,947億円であり、普通財産は1,021km²、4兆8,831億円である。

行政財産のうち、面積の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産85,321km²（1兆801億円）である（第3表参照）。価格の主なものは、公用財産の10兆4,851億円（1,178km²）であって、その主なものは、防衛省所管の3兆9,882億円（996km²）、国土交通省所管の1兆3,133億円（89km²）及び財務省所管の1兆3,076億円（11km²）である。

また、普通財産の現況は第4表のとおりであって、アメリカ合衆国の軍隊への提供を行っているもの（2兆949億円）、公園等として地方公共団体等へ貸付しているもの（1兆8,277億円）が大半を占めている。

第2表 平成25年度末国有財産区分別現在額

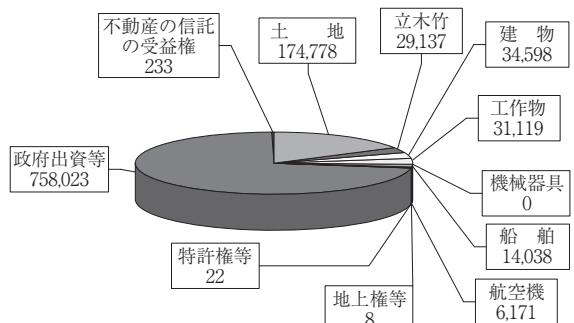
(平成26年3月31日現在) (単位 億円)

区分	数量単位	数量	価格
土地	千平方メートル	87,651,833	174,778
立木竹	延べ千平方メートル	58,563	29,137
建物			34,598
工作物			31,119
機械器具			0
船舶	隻	2,281	14,038
航空機	機	1,727	6,171
地上権等	千平方メートル	2,826	8
特許権等	千件	1,618	22
政府出資等			758,023
不動産の信託の受益権	件	2	233
合計			1,048,131

(注) 公園・広場以外の、道路・河川・海浜地等の公共用財産は含まれていない。

第2表 参考

(単位 億円)



第3表 行政財産（土地）の現況

(平成26年3月31日現在) (単位 千m², 億円, %)

種類	数量	割合	価格	割合
公用財産	1,178,641	1.4	104,851	83.3
うち防衛省所管	996,701	1.2	39,882	31.7
うち国土交通省所管	89,333	0.1	13,133	10.4
公用財産	111,124	0.1	5,172	4.1
皇室用財産	19,058	0.0	5,121	4.1
森林経営用財産	85,321,571	98.5	10,801	8.6
合計	86,630,396	100.0	125,947	100.0

第4表 普通財産（土地）の現況

(平成26年3月31日現在) (単位 千m², 億円, %)

区分	数量	割合	価格	割合
一般会計所属財産	976,362	95.6	47,601	97.5
在日米軍への提供地	70,823	6.9	20,949	42.9
地方公共団体等への貸付地	90,278	8.8	18,277	37.4
時価貸付	15,472	1.5	4,361	8.9
無償貸付	71,516	7.0	12,725	26.1
減額貸付	3,289	0.3	1,191	2.4
未利用国有地	9,039	0.9	5,457	11.2
その他（山林原野等）	806,221	78.9	2,916	6.0
特別会計所属財産	45,073	4.4	1,229	2.5
合 計	1,021,436	100.0	48,831	100.0

(2) 立木竹

立木竹の現在額は2兆9,137億円であって、行政財産は2兆9,085億円あり、普通財産は51億円である。

行政財産の主なものは、農林水産省所管の森林経営用財産2兆8,422億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の28億円である。

(3) 建物

建物の現在額は延べ面積（以下「延べ」という。）58km²、3兆4,598億円であって、行政財産は延べ49km²、3兆769億円あり、普通財産は延べ9km²、3,829億円である。

行政財産の主なものは、公用財産延べ48km²、3兆97億円であって、その主なものは、防衛省所管の延べ17km²、8,704億円、財務省所管の延べ10km²、5,558億円及び法務省所管の延べ6km²、4,109億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の延べ5km²、1,993億円及び防衛省所管の延べ3km²、1,686億円である。

(4) 工作物

工作物の現在額は3兆1,119億円であって、行政財産は2兆7,959億円あり、普通財産は3,160億円である。

行政財産の主なものは、国土交通省所管の公用財産9,089億円、経済産業省所管の公用財産6,320億円及び防衛省所管の公用財産5,213億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の1,721億円、防衛省所管の1,415億円である。

(5) 機械器具

機械器具の現在額は48円であって、そのすべてが財務省所管一般会計の普通財産である。これらは、旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属していた機械及び重要な器具であって、国有財産法附則第4条の規定によって国有財産とされている。

(6) 船舶

船舶の現在額は2,281隻、1兆4,038億円であって、行政財産は2,254隻、1兆4,035億円であり、普通財産は27隻、2億円である。

行政財産の主なものは、公用財産2,178隻、1兆4,035億円であって、その主なものは、防衛省所管の484隻、1兆2,084億円及び国土交通省所管の1,426隻、1,804億円である。

また、普通財産の主なものは、防衛省所管の10隻、2億円である。

(7) 航空機

航空機の現在額は1,727機、6,171億円であって、行政財産は、1,717機、6,171億円であり、普通財産は10機、10円である。

行政財産はすべて公用財産であって、その主なものは、防衛省所管の1,535機、5,725億円及び国土交通省所管の90機、278億円である。

(8) 地上権等（統計9、10参照）

地上権等（地上権、地役権、鉱業権等）の現在額は2km²、8億円であって、行政財産は0.7km²、8億円であり、普通財産は2km²、4百万円である。

行政財産の主なものは、公用財産0.7km²、7億円であって、その主なものは、防衛省所管の地役権0.5km²、6億円である。

また、普通財産の主なものは、財務省所管の鉱業権2km²、

第5表 政府出資現在額

(平成26年3月31日現在) (単位 億円)

政府出資法人	法人数	国有財産台帳価格		
		一般会計	特別会計	合計
金融機関	2	951	74	1,026
事業団等	8	12,204	8,671	20,876
独立行政法人	94	184,584	111,021	295,606
国立大学法人	86	68,107	—	68,107
大学共同利用機関法人	4	2,881	—	2,881
特殊会社	24	84,030	215,043	299,073
国際機関	11	38,903	24,696	63,600
清算法人	4	88	—	88
合 計	233	391,752	359,508	751,261

(注) 1. 市場価格のある株式及び出資証券は市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものとしている（国有財産台帳価格）。

2. 金融機関…沖縄振興開発金融公庫及び日本銀行。

3. 事業団等…預金保険機構外7事業団等。

4. 独立行政法人…国立公文書館外93法人。

5. 国立大学法人…北海道大学外85国立大学法人。

6. 大学共同利用機関法人…人間文化研究機構外3大学共同利用機関法人。

7. 特殊会社…特別の法律に基づき設立された株式会社で日本たばこ産業株式会社外23会社。

8. 國際機関…国際通貨基金外10機関。

9. 清算法人…日本製鐵株式会社外1清算会社と南方開発金庫外1閉鎖機関。

3百万円である。

(9) 特許権等（統計9、10参照）

特許権等（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権）の現在額は1,618千件、22億円であって、行政財産は1,618千件、21億円であり、普通財産は0.4千件、0.4億円である。

行政財産の主なものは公用財産であって、国土交通省所管の著作権1,614千件、19億円である。

また、普通財産の主なものは、国土交通省所管の特許権0.1千件、0.2億円である。

(10) 政府出資等

政府出資等の現在額は国有財産総額の72.3%に及ぶ75兆8,023億円であって、その99.1%に当たる75兆1,261億円は、国が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資等を行ったことにより取得した出

資による権利、株式等の普通財産（政府出資）である。この政府出資の現在額を会計別、出資法人の種類別にみると第5表のとおりであって、このうち、39兆1,752億円は一般会計からの、35兆9,508億円は特別会計からの出資である。

一般会計から出資している法人の主なものは、独立行政法人国際協力機構（9兆518億円）、日本郵政株式会社（4兆8,199億円）、株式会社日本政策金融公庫（3兆5,100億円）、国際開発協会（2兆5,630億円）である。

特別会計から出資している法人の主なものは、国債整理基金特別会計から日本郵政株式会社（8兆5,687億円）、社会資本整備事業特別会計から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（7兆1,042億円）、財政投融资特別会計から株式会社日本政策投資銀行（2兆6,100億円）、外国為替資金特別会計から国際通貨基金（2兆4,696億円）及

第6表 国有財産会計別・分類別・種類別現在額（平成26年3月31日現在）

（単位 億円、%）

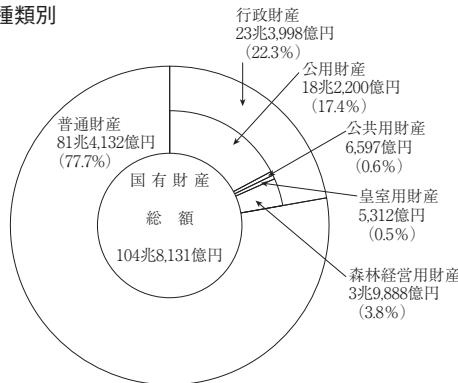
分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
（一般会計）	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
行政財産	86,550,675	114,003	44,854	27,707	62,136	立木竹	29,042	203,847	31.3
公用財産	1,098,920	92,908	44,091	27,036	32,104	船舶	13,862	152,049	23.4
公共用財産	111,124	5,172	558	573	850	工作物	756	6,597	1.0
皇室用財産	19,058	5,121	203	97	93	工作物	83	5,312	0.8
森林経営用財産	85,321,571	10,801	—	—	29,086	立木竹	28,422	39,888	6.1
普通財産	976,362	47,601	8,614	3,687	395,241	政府出資等	391,812	446,531	68.7
計	87,527,038	161,605	53,469	31,395	457,377			650,379	100.0
（特別会計）									
行政財産	79,720	11,943	4,580	3,061	15,145	工作物	14,917	30,150	7.6
公用財産	79,720	11,943	4,580	3,061	15,145	工作物	14,917	30,150	7.6
公共用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
皇室用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
森林経営用財産	—	—	—	—	—	—	—	—	—
普通財産	45,073	1,229	514	141	366,230	政府出資等	366,211	367,601	92.4
計	124,794	13,172	5,094	3,202	381,376			397,752	100.0
（合計）									
行政財産	86,630,396	125,947	49,434	30,769	77,281	立木竹	29,085	233,998	22.3
公用財産	1,178,641	104,851	48,671	30,097	47,250	工作物	26,454	182,200	17.4
公共用財産	111,124	5,172	558	573	850	工作物	756	6,597	0.6
皇室用財産	19,058	5,121	203	97	93	工作物	83	5,312	0.5
森林経営用財産	85,321,571	10,801	—	—	29,086	立木竹	28,422	39,888	3.8
普通財産	1,021,436	48,831	9,128	3,829	761,472	政府出資等	758,023	814,132	77.7
合計	87,651,833	174,778	58,563	34,598	838,754			1,048,131	100.0

（注）1. 一般会計合計額と特別会計合計額の割合は、一般会計62.1%、特別会計37.9%である。

2. 「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

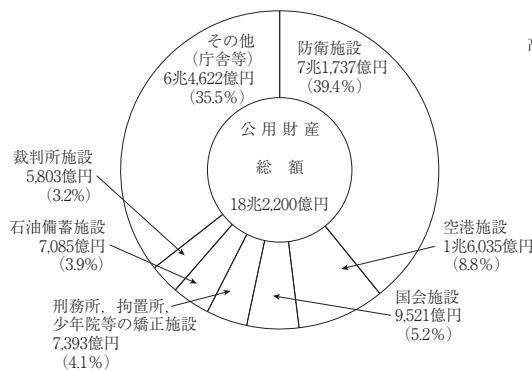
第6表 (参考) 国有財産分類別・種類別現在額 (平成26年3月31日現在)

1. 分類・種類別

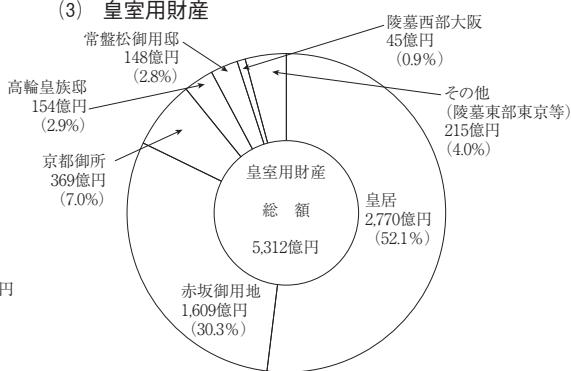


2. 行政財産

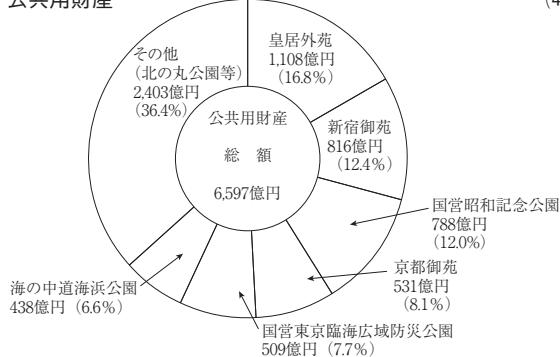
(1) 公用財産



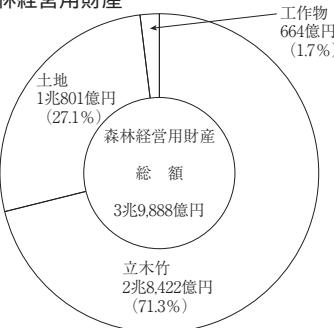
(3) 皇室用財産



(2) 公公用財産

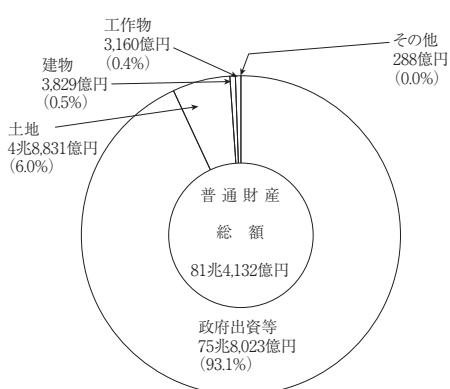


(4) 森林經營用財産

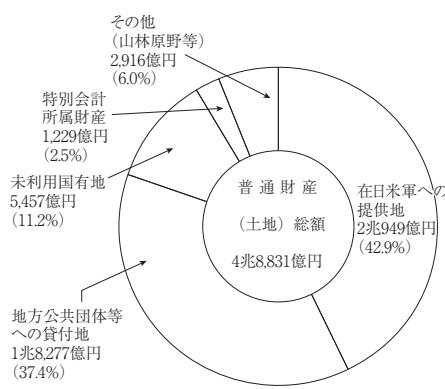


3. 普通財産

(1) 総額



(2) 普通財産(土地)



び財政投融资特別会計から株式会社国際協力銀行（2兆3,068億円）である。

（法人別内訳及び法人の概要は統計13、14参照）

(11) 不動産の信託の受益権

不動産の信託の受益権の現在額は、財務省所管の普通財産2件、233億円である。

3. 会計別・分類別・種類別現在額（統計3、8参照）

平成25年度末現在の国有財産を会計別、分類別、種類別にみると第6表のとおりである。

また、公用財産、公共用財産、皇室用財産、森林経営用財産及び普通財産について、それぞれの用途別の割合を図示すれば第6表（参考）のとおりである。

なお、行政財産及び普通財産について、区別別に表示する第7表のとおりである。

4. 所管別現在額（統計5、18、20、24参照）

平成25年度末現在の国有財産を所管別にみると第8表のとおりである。総額の66.5%に当たる69兆6,547億円が財務省所管に係るものであって、その97.2%は普通財産67兆6,747億円（主として政府出資等62兆5,003億円）である。

次に、国土交通省所管に係るもののが総額の11.0%、11兆5,344億円であって、その73.2%は普通財産8兆4,446億円（主として政府出資等8兆4,134億円）である。

以下、防衛省所管に係るもののが総額の7.2%、7兆5,031億円であって、その95.6%は行政財産7兆1,737億円（主として土地3兆9,882億円）、農林水産省所管に係るもののが総額の4.1%、4兆3,375億円であって、その98.3%は行政財産4兆2,651億円（主として立木竹2兆8,711億円）の順となっている。

第3 国有財産の増減額

1. 増減の総額（統計15、16参照）

国有財産の平成25年度中の総増加額は17兆9,965億円、総減少額は18兆4,381億円であって、差し引き4,416億円の純減少となっている。

2. 区別別増減額（統計15参照）

平成25年度における国有財産の増減額を区別別にみると第9表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第10表のとおりであって、増加の主なものは、工作物2,679億円（2兆1,016億円増加、1兆8,336億円減少）及び船舶1,887億円（2,497億円増加、610億円減少）であり、減少の主なものは、土地851億円（1兆653億円増加、1兆1,504億円減少）である。また、価格改定による増減額は第11表のとおりである。

第7表 国有財産分類別・区別別現在額

（平成26年3月31日現在）（単位 億円、%）

分類・区分	価格	割合
行政財産	233,998	223
土地	125,947	120
立木	29,085	28
建物	30,769	29
工作物	27,959	27
船舶・航空機	20,207	19
その他	29	0.0
普通財産	814,132	77.7
土地	48,831	4.7
立木	51	0.0
建物	3,829	0.4
工作物	3,160	0.3
機械器具	0	0.0
船舶・航空機	2	0.0
政府出資等	758,023	72.3
その他	233	0.0
合計	1,048,131	100.0

（注）上記は、国有財産増減及び現在額総計算書に基づき作成したものであり、道路、河川等は含まれていない。

3. 会計別増減額

平成25年度における国有財産の増減額を会計別にみると第12表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第13表のとおりであって、一般会計は9兆9,579億円（11兆2,406億円増加、1兆2,826億円減少）の増加、特別会計は9兆1,021億円（5,669億円増加、9兆6,691億円減少）の減少となっている。

特別会計の増加の主なものは、財政投融资特別会計2,067億円、社会資本整備事業特別会計1,226億円、東日本大震災復興特別会計1,204億円、減少の主なものは、国有林野事業特別会計9兆1,297億円、年金特別会計2,347億円である。

4. 分類別・種類別増減額

平成25年度における国有財産の増減額を分類別、種類別にみると第14表のとおりである。この増減額から価格改定による増減額を差し引いた増減額は第15表のとおりであって、行政財産の純増加額は6,786億円（その大部分は森林経営用財産）であり、普通財産の純増加額は1,771億円である。

5. 所管別増減額（統計16参照）

平成25年度における国有財産の増減額を所管別にみると第16表のとおりである。この増減額から価格改定の結果による増減額を差し引いた増減額は第17表のとおりであって、増

第8表 国有財産分類別・所管別現在額（平成26年3月31日現在）

(単位 億円、%)

分類・所管	土地		建物		その他のうち			計	
	数量	価格	数量	価格	価格		価格	割合	
(行政財産)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
衆議院	360	5,621	592	715	281	工作物	277	6,618	28
参議院	146	2,509	216	253	139	工作物	138	2,902	12
最高裁判所	2,368	3,745	2,037	1,602	455	工作物	445	5,803	25
会計検査院	56	38	20	7	4	工作物	3	50	0.0
内閣府	321	235	60	74	54	工作物	53	364	0.2
内閣省	23,788	11,350	2,090	1,905	1,287	工作物	1,076	14,543	6.2
総務省	337	1,026	308	344	121	工作物	94	1,493	0.6
法務省	38,750	7,719	6,370	4,109	1,429	工作物	1,404	13,257	5.7
外務省	1,096	2,021	608	948	661	工作物	658	3,631	1.6
財務省	11,210	13,076	10,115	5,558	1,165	工作物	1,097	19,800	8.5
文部科学省	4,823	2,127	266	376	74	工作物	72	2,578	1.1
厚生労働省	9,940	3,121	2,285	1,647	477	工作物	467	5,245	2.2
農林水産省	85,326,727	12,608	1,314	524	29,518	立木竹	28,711	42,651	18.2
経済産業省	11,626	2,515	397	320	6,373	工作物	6,320	9,208	3.9
国土交通省	126,551	15,560	5,259	3,494	11,843	工作物	9,633	30,897	13.2
環境省	75,588	2,788	192	180	244	工作物	227	3,213	1.4
防衛省	996,701	39,882	17,297	8,704	23,150	船	12,084	71,737	30.7
計	86,630,396	125,947	49,434	30,769	77,281			233,998	100.0
(普通財産)									
衆議院	—	—	—	—	—		—	—	—
参議院	—	—	—	—	—		—	—	—
最高裁判所	—	—	—	—	—		—	—	—
会計検査院	—	—	—	—	—		—	—	—
内閣府	—	—	—	—	—		—	—	—
内閣省	—	—	0	0	0	船	0	0	0.0
総務省	12	0	2	0	0	工作物	0	0	0.0
法務省	89	73	—	—	1	立木竹	1	75	0.0
外務省	21	2	10	8	7	工作物	7	18	0.0
財務省	787,935	47,767	5,589	1,993	626,986	政府出資等	625,003	676,747	83.1
文部科学省	280	1	24	30	2,871	政府出資等	2,870	2,903	0.4
厚生労働省	578	89	108	31	29,510	政府出資等	29,508	29,632	3.6
農林水産省	229,493	420	191	65	238	政府出資等	230	724	0.1
経済産業省	16	6	9	6	16,277	政府出資等	16,277	16,291	2.0
国土交通省	2,197	299	24	5	84,141	政府出資等	84,134	84,446	10.4
環境省	—	—	—	—	—		—	—	—
防衛省	810	168	3,168	1,686	1,437	工作物	1,415	3,293	0.4
計	1,021,436	48,831	9,128	3,829	761,472			814,132	100.0
(合計)									
衆議院	360	5,621	592	715	281	工作物	277	6,618	0.6
参議院	146	2,509	216	253	139	工作物	138	2,902	0.3
最高裁判所	2,368	3,745	2,037	1,602	455	工作物	445	5,803	0.6
会計検査院	56	38	20	7	4	工作物	3	50	0.0
内閣府	321	235	60	74	54	工作物	53	364	0.0
内閣省	23,788	11,350	2,090	1,905	1,287	工作物	1,076	14,544	1.4
総務省	350	1,027	310	344	121	工作物	94	1,493	0.1
法務省	38,839	7,792	6,370	4,109	1,430	工作物	1,404	13,332	1.3
外務省	1,118	2,024	619	956	669	工作物	665	3,650	0.3
財務省	799,146	60,843	15,705	7,552	628,151	政府出資等	625,003	696,547	66.5
文部科学省	5,104	2,128	290	407	2,945	政府出資等	2,870	5,481	0.5
厚生労働省	10,519	3,210	2,393	1,678	29,988	政府出資等	29,508	34,877	3.3
農林水産省	85,556,221	13,029	1,505	590	29,756	立木竹	28,712	43,375	4.1
経済産業省	11,643	2,521	406	326	22,651	政府出資等	16,277	25,499	2.4
国土交通省	128,748	15,859	5,284	3,500	95,984	政府出資等	84,134	115,344	11.0
環境省	75,588	2,788	192	180	244	工作物	227	3,213	0.3
防衛省	997,512	40,051	20,465	10,391	24,588	船	12,086	75,031	7.2
計	87,651,833	174,778	58,563	34,598	838,754			1,048,131	100.0

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第9表 国有財産区分別増減額(平成25年度)

(単位 億円、%)

区分	数量単位	増			減			差引	
		数量	価格	割合	数量	価格	割合	数量	価格
土地	千平方メートル	85,380,917	20,122	11.2	85,385,673	13,587	7.4	△4,755	6,535
立木竹	樹木	千本	44	691	(0.4)	88	1,098	(0.6)	△44 △406
	立木	千立方メートル	1,116,964	70,834	(39.4)	1,104,340	111,119	(60.3)	12,624 △40,284
	竹	千束	22	0	(0.0)	21	0	(0.0)	0 0
	計			71,526	39.7		112,218	60.9	△40,691
建物	建面積	千平方メートル	1,114	2,543	1.4	1,051	3,166	1.7	62 △623
	延べ面積	千平方メートル	2,185			1,952			232
				21,016	11.7		39,059	21.2	△18,043
機械器具	工作物							—	—
	汽船	隻	121	918	(0.5)	120	745	(0.4)	1 172
	船舶	千トン	41			31			9
船舶	艦船	隻	9	1,575	(0.9)	11	1,749	(0.9)	△2 △173
	雜船	千トン	24			25			△0
	計	隻	55	4	(0.0)	47	5	(0.0)	8 △1
		隻	185	2,497	1.4	178	2,500	1.4	7 △2
航空機	機	71	1,645	0.9	77	2,104	1.1	△6	△458
特許権等	地上権等	千平方メートル	0	0	0.0	0	0	0.0	△0
	特許権等	千件	82	5	0.0	0	2	0.0	82 2
				60,607	33.7		11,731	6.4	48,876
政府出資等									
不動産の信託の受益権	件	—	—	—	—	11	0.0	—	△11
合計				179,965	100.0		184,381	100.0	△4,416

第10表 国有財産区分別増減額(平成25年度)
(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円、%)

区分	数量単位	増			減			差引	
		数量	価格	割合	数量	価格	割合	数量	価格
土地	千平方メートル	85,380,917	10,653	9.0	85,385,673	11,504	10.5	△4,755	△851
立木竹	樹木	千本	44	686	(0.6)	88	694	(0.6)	△44 △8
	立木	千立方メートル	1,116,964	69,469	(58.8)	1,104,340	68,999	(63.0)	12,624 469
	竹	千束	22	0	(0.0)	21	0	(0.0)	0 0
	計			70,156	59.4		69,694	63.6	461
建物	建面積	千平方メートル	1,114	2,543	2.2	1,051	1,176	1.1	62 1,367
	延べ面積	千平方メートル	2,185			1,952			232
			21,016	17.8		18,336	16.7		2,679
機械器具	工作物							—	—
	汽船	隻	121	918	(0.8)	120	480	(0.4)	1 437
	船舶	千トン	41			31			9
船舶	艦船	隻	9	1,575	(1.3)	11	127	(0.1)	△2 1,447
	雜船	千トン	24			25			△0
	計	隻	55	4	(0.0)	47	2	(0.0)	8 1
		隻	185	2,497	2.1	178	610	0.6	7 1,887
航空機	機	71	1,645	1.4	77	158	0.1	△6	1,487
特許権等	地上権等	千平方メートル	0	0	0.0	0	0	0.0	0 0
	特許権等	千件	82	4	0.0	0	0	0.0	82 4
				9,559	8.1		8,027	7.3	1,531
政府出資等									
不動産の信託の受益権	件	—	—	—	—	10	0.0	—	△10
合計				118,076	100.0		109,518	100.0	8,557

第11表 国有財産区分別増減額(平成25年度)
(価格改定によるもの)

(单位 億円, %)

区分	増		減		差引		
	価格	割合	価格	割合			
土立木竹	地木木	9,469 4 1,365 0 1,370	15.3 (0.0) (2.2) (0.0) 2.2	2,082 403 42,119 0 42,523	28 (05) (56.3) (0.0) 56.8	7,386 △398 △40,754 0 △41,152	
建工機械	作機械器	物道具器具	— — — — —	1,990 20,723 — — —	27 27.7 — — —	△1,990 △20,723 — — —	
船舶	汽船雜	船船船	— — — — —	265 1,621 3 1,889 1,945	(0.4) (22) (0.0) 2.5 2.6	△265 △1,621 △3 △1,889 △1,945	
航地特政	空上許府	機權權	— 0 0 51,048	— 0.0 0.0 82.5	— 0 2 3,703	— 0.0 0.0 4.9	
不動産の信託の受益権	合計		—	— 1	0.0	△1	
			61,888	100.0	74,863	100.0	△12,974

第12表 国有財産会計別増減額（平成25年度）

(单位 億円, %)

会計別	土地		建物		その他			計	
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
一般会計	85,379,974	19,687	1,848	2,210	118,449	立木竹	71,525	140,347	78.0
特別会計	943	435	336	333	38,849	政府出資等	38,030	39,618	22.0
合計	85,380,917	20,122	2,185	2,543	157,299			179,965	100.0
(減少額)									
一般会計	22,890	9,950	977	2,120	71,976	立木竹	42,835	84,047	45.6
特別会計	85,362,783	3,636	974	1,045	95,651	立木竹	69,382	100,334	54.4
合計	85,385,673	13,587	1,952	3,166	167,628			184,381	100.0
(差引額)									
一般会計	85,357,084	9,736	871	89	46,473	立木竹	28,690	56,299	
特別会計	△85,361,839	△3,201	△638	△712	△56,802	立木竹	△69,381	△60,716	
合計	△4,755	6,535	232	△623	△10,328			△4,416	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第13表 国有財産会計別増減額(平成25年度)
(価格改定による増減額を除いたもの)

(单位 億円, %)

会計別	土地		建物		その他の			計	
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合	
(増加額)									
一般会計	85,379,974	10,342	1,848	2,210	99,853	立木竹	70,155	112,406	95.2
特別会計	943	310	336	333	5,026	政府出資等	4,207	5,669	4.8
合計	85,380,917	10,653	2,185	2,543	104,879			118,076	100.0
(減少額)									
一般会計	22,890	8,034	977	295	4,496	政府出資等	3,195	12,826	11.7
特別会計	85,362,783	3,470	974	880	92,341	立木竹	69,380	96,691	88.3
合計	85,385,673	11,504	1,952	1,176	96,837			109,518	100.0
(差引額)									
一般会計	85,357,084	2,307	871	1,914	95,357	立木竹	69,840	99,579	
特別会計	△85,361,839	△3,159	△638	△547	△87,314	立木竹	△69,379	△91,021	
合計	△4,755	△851	232	1,367	8,042			8,557	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第14表 国有財産分類別・種類別増減額（平成25年度）

(単位 億円、%)

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)	千平方メートル		延べ千平方 メートル						
行 政 財 產	85,338,985	14,558	1,513	1,977	96,073	立木竹	71,520	112,608	62.6
公 用 財 產	3,332	3,372	1,433	1,947	7,122	船 艇	2,496	12,443	69
公 共 用 財 產	386	133	78	28	105	工 作 物	104	267	0.1
皇 室 用 財 產	0	135	0	1	9	工 作 物	9	146	0.1
企 業 用 財 產	25	0	1	0	68	工 作 物	68	69	0.0
森 林 経 営 用 財 產	85,335,240	10,915	—	—	88,766	立木竹	70,832	99,681	55.4
普 通 財 產	41,932	5,564	671	565	61,226	政府出資等	60,607	67,356	37.4
合 計	85,380,917	20,122	2,185	2,543	157,299			179,965	100.0
(減 少 額)									
行 政 財 產	85,341,573	7,865	1,340	2,548	155,198	立木竹	112,209	165,612	89.8
公 用 財 產	2,342	4,648	770	1,945	8,155	工 作 物	3,161	14,750	8.0
公 共 用 財 產	3	36	0	33	107	工 作 物	101	177	0.1
皇 室 用 財 產	1	3	0	6	12	工 作 物	11	22	0.0
企 業 用 財 產	85,325,556	3,062	569	562	87,242	立木竹	69,376	90,867	49.3
森 林 経 営 用 財 產	13,669	113	—	—	59,679	立木竹	42,410	59,793	32.4
普 通 財 產	44,100	5,721	611	617	12,429	政府出資等	11,731	18,769	10.2
合 計	85,385,673	13,587	1,952	3,166	167,628			184,381	100.0
(差 引 額)									
行 政 財 產	△2,588	6,692	172	△570	△59,125	立木竹	△40,688	△53,003	
公 用 財 產	989	△1,276	663	1	△1,032	工 作 物	△872	△2,307	
公 共 用 財 產	383	97	77	△5	△2	立木竹	△4	89	
皇 室 用 財 產	△1	131	0	△5	△2	工 作 物	△1	123	
企 業 用 財 產	△85,325,531	△3,062	△568	△561	△87,174	立木竹	△69,376	△90,797	
森 林 経 営 用 財 產	85,321,571	10,801	—	—	29,086	立木竹	28,422	39,888	
普 通 財 產	△2,167	△156	59	△52	48,796	政府出資等	48,876	48,587	
合 計	△4,755	6,535	232	△623	△10,328			△4,416	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

加の主なものは、防衛省所管の4,408億円(4,932億円増加、523億円減少)、減少の主なものは、厚生労働省所管の2,376億円(148億円増加、2,525億円減少)である。

6. 事由別増減額（統計15、16参照）

国有財産の増減を事由別に大別すると、国と国以外の者との間の異動と、国の内部における異動とに分けることができる。

前者を「対外的異動」、後者を「対内的異動」とすれば、購入、売払、出資等は対外的異動であり、所管換（各省各庁の長の間において国有財産の所管を移すことをいう。）、所属替（同一所管内において二以上の部局等がある場合に、一の部局等に所属する国有財産を他の部局等の所属に移すことをいう。）等は対内的異動である。

「対外的異動」には、増加については、歳出を伴うもの（購入、新築、新設等）と歳出を伴わないもの（租税物納等）があり、減少については、歳入を伴うもの（売払、出資金回収等）と歳入を伴わないもの（譲与、取こわし等）がある。

「対内的異動」は、調整上の増減、整理上の増減及び価格改定上の増減に分けることができる。

イ. 調整上の増減

所管換、所属替、引継、引受（引継、引受とは、各省各

庁で行政財産の用途を廃止し、当該財産を財務省へ引き継ぎ、財務省がこれを引き受けることをいう。）、整理替（同一部局内において、用途変更を伴わないで所属口座に異動（分割を含む。）があることをいう。）等国有財産の管理を効率化するため国内の内部で行う調整に伴う増減である。

ロ. 整理上の増減

実測（土地、建物及び工作物に適用）、実査（立木竹に適用）、誤謬訂正、報告済等による増減である。

ハ. 価格改定上の増減

平成26年3月31日現在で行った価格改定の結果による増減である。

平成25年度における国有財産の増減額を異動の内容別にみると第18表のとおりである。増加額では、対外的異動が12.7%、対内的異動が87.3%であり、減少額では、対外的異動が8.1%、対内的異動が91.9%となっている。

(1) 増加額について

増加額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳出を伴うもの

出 資（現金） 7,018億円

現金出資による政府出資等の増であり、その主なものは、一般会計から株式会社日本政策金融公庫1,987億円、独立

第15表 国有財産分類別・種類別増減額（平成25年度）
(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円, %)

分類・種類	土 地		建 物		そ の 他			計	
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	う ち	価 格	割 合	
(増 加 額)			千平方メートル	延べ千平方メートル					
行 政 財 產	85,338,985	5,598	1,513	1,977	94,702	立木竹 船 舶	70,150 2,496	102,277 11,733	86.6 9.9
公 用 財 產	3,332	2,667	1,433	1,947	7,117	工 作 物	104	139	0.1
公 共 用 財 產	386	5	78	28	105	工 作 物	9	10	0.0
皇 室 用 財 產	0	0	0	1	9	工 作 物	9	10	0.0
企 業 用 財 產	25	0	1	0	68	工 作 物	68	69	0.1
森 林 経 営 用 財 產	85,335,240	2,924	—	—	87,400	立木竹	69,466	90,324	76.5
普 通 財 產	41,932	5,055	671	565	10,177	政府出資等	9,559	15,798	13.4
合 計	85,380,917	10,653	2,185	2,543	104,879			118,076	100.0
(減 少 額)									
行 政 財 產	85,341,573	6,255	1,340	748	88,487	立木竹 船 舶	69,690 591	95,491 4,304	87.2 3.9
公 用 財 產	2,342	3,189	770	185	928	工 作 物	3	3	0.0
公 共 用 財 產	3	0	0	0	0	工 作 物	0	0	0.0
皇 室 用 財 產	1	0	0	0	0	工 作 物	0	0	0.0
企 業 用 財 產	85,325,556	3,062	569	562	87,242	立木竹	69,376	90,867	83.0
森 林 経 営 用 財 產	13,669	2	—	—	313	立木竹	300	315	0.3
普 通 財 產	44,100	5,249	611	428	8,349	政府出資等	8,027	14,027	12.8
合 計	85,385,673	11,504	1,952	1,176	96,837			109,518	100.0
(差 引 額)									
行 政 財 產	△2,588	△656	172	1,229	6,214	工 作 物	2,357	6,786	
公 用 財 產	989	△521	663	1,761	6,189	工 作 物	2,124	7,428	
公 共 用 財 產	383	5	77	28	102	工 作 物	100	136	
皇 室 用 財 產	△1	△0	0	1	9	工 作 物	9	10	
企 業 用 財 產	△85,325,531	△3,062	△568	△561	△87,174	立木竹	△69,376	△90,797	
森 林 経 営 用 財 產	85,321,571	2,921	—	—	87,087	立木竹	69,166	90,008	
普 通 財 產	△2,167	△194	59	137	1,828	政府出資等	1,531	1,771	
合 計	△4,755	△851	232	1,367	8,042			8,557	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

行政法人国際協力機構506億円、独立行政法人住宅金融支援機構345億円、独立行政法人森林総合研究所107億円である。

特別会計では、財政投融资特別会計から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構402億円、株式会社日本政策金融公庫400億円等のほか、東日本大震災復興特別会計から株式会社日本政策金融公庫1,204億円、社会資本整備事業特別会計から独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構646億円である。

新 造 2,708億円

航空機970億円（22機）及び船舶1,737億円（39隻）の新造であって、航空機の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産891億円（15機）であり、船舶の主なものは、防衛省所管一般会計の公用財産1,311億円（3隻）である。

(口) 歳出を伴わないもの

土地区画整理法による換地 3,989億円

土地3,989億円であって、その主なものは、財務省所管一般会計の普通財産2,079億円、及び公用財産1,145億円である。

都市再開発法による権利変換 1,868億円

土地1,868億円であり、そのすべてが、財務省所管一般

会計の普通財産である。

口. 対内的異動によるもの

所 属 替 9兆2,197億円

立木竹6兆9,378億円、工作物1兆7,809億円等である。立木竹の主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産6兆8,697億円であり、工作物の主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産1兆7,740億円である。

価格改定 6兆1,888億円

政府出資等5兆1,048億円、土地9,469億円、立木竹1,370億円である。政府出資等の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産1兆7,224億円であり、土地と立木竹の主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産の土地7,991億円、立木竹1,365億円である。

引 受 1,022億円

財務省所管一般会計の普通財産であり、土地433億円、政府出資等385億円、建物113億円等である。

所 管 換 754億円

土地307億円、建物259億円、工作物186億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の公用財産127億円であり、建物と工作物の主なものは内閣府所管一般会計

第16表 国有財産所管別増減額(平成25年度)

(単位 億円、%)

所管別	土地		建物		その他		計	
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆議院	—	—	0	7	20	工作物	20	27 0.0
参議院	—	—	—	0	1	工作物	1	1 0.0
最高裁判所	11	51	66	134	135	工作物	134	321 0.2
会計検査院	—	—	0	0	0	工作物	0	0 0.0
内閣府	—	0	—	—	0	工作物	0	0 0.0
内閣省	21	182	119	219	314	工作物	226	716 0.4
総務省	30	5	0	0	38	航空機	21	44 0.0
法務省	521	155	99	192	209	工作物	207	557 0.3
外務省	43	3	4	17	23	工作物	22	43 0.0
財務省	5,117	6,615	567	497	49,064	政府出資等	48,671	56,177 31.2
文部科学省	85	11	4	0	2	工作物	2	14 0.0
厚生労働省	73	94	44	33	4,203	政府出資等	4,168	4,331 2.4
農林水産省	85,373,758	11,523	629	603	90,060	立木竹	71,519	102,188 56.8
経済産業省	30	3	5	4	2,366	政府出資等	2,273	2,374 1.3
国土交通省	287	1,042	133	101	6,779	政府出資等	5,032	7,922 4.4
環境省	385	83	14	22	52	工作物	51	158 0.1
防衛省	551	350	496	705	4,027	船舶	1,575	5,083 28
合計	85,380,917	20,122	2,185	2,543	157,299			179,965 100.0
(減少額)								
衆議院	0	30	0	32	54	工作物	53	116 0.1
参議院	—	11	—	9	23	工作物	23	44 0.0
最高裁判所	29	73	25	72	77	工作物	76	223 0.1
会計検査院	—	0	—	0	0	工作物	0	1 0.0
内閣府	4	2	—	3	8	工作物	8	14 0.0
内閣省	23	61	41	96	193	工作物	143	351 0.2
総務省	30	2	0	16	25	工作物	13	44 0.0
法務省	1,286	204	89	206	223	工作物	221	634 0.3
外務省	63	20	5	17	9	工作物	8	47 0.0
財務省	6,296	7,405	584	685	7,039	政府出資等	6,446	15,131 8.2
文部科学省	17	7	12	25	131	政府出資等	116	164 0.1
厚生労働省	490	136	89	108	2,880	政府出資等	2,796	3,125 1.7
農林水産省	85,376,385	3,268	660	1,033	148,183	立木竹	112,186	152,484 82.7
経済産業省	64	36	14	20	2,209	政府出資等	1,531	2,267 1.2
国土交通省	720	1,270	109	220	1,953	工作物	935	3,443 1.9
環境省	4	6	17	10	38	工作物	36	55 0.0
防衛省	253	1,048	301	605	4,577	航空機	1,830	6,231 3.4
合計	85,385,673	13,587	1,952	3,166	167,628			184,381 100.0
(差引額)								
衆議院	△0	△30	△0	△24	△33	工作物	△33	△88
参議院	—	△11	—	△8	△22	工作物	△22	△42
最高裁判所	△18	△22	40	61	58	工作物	58	97
会計検査院	—	△0	0	△0	△0	工作物	△0	△0
内閣府	△4	△2	—	△3	△7	工作物	△7	△13
内閣省	△1	120	77	123	120	工作物	83	364
総務省	△0	2	0	△16	13	航空機	9	0
法務省	△764	△49	10	△13	△13	工作物	△13	△76
外務省	△20	△17	△0	△0	14	工作物	14	△3
財務省	△1,179	△790	△17	△187	42,024	政府出資等	42,224	41,046
文部科学省	67	3	△7	△25	△128	政府出資等	△115	△150
厚生労働省	△416	△41	△45	△74	1,322	政府出資等	1,371	1,206
農林水産省	△2,627	8,255	△30	△429	△58,122	立木竹	△40,667	△50,296
経済産業省	△33	△33	△8	△15	156	政府出資等	742	107
国土交通省	△433	△227	24	△119	4,826	政府出資等	4,963	4,478
環境省	381	77	△3	11	14	工作物	14	103
防衛省	297	△698	195	99	△549	航空機	△528	△1,148
合計	△4,755	6,535	232	△623	△10,328			△4,416

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第17表 国有財産所管別増減額(平成25年度)
(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円、%)

所管別	土地		建物		その他		計	
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル					
衆議院	—	—	0	7	20	工作物	20	27
参議院	—	—	—	0	1	工作物	1	1
最高裁判所	11	26	66	134	135	工作物	134	296
会計検査院	—	—	0	0	0	工作物	0	0
内閣府	—	—	—	—	0	工作物	0	0
内閣省	21	12	119	219	314	工作物	226	546
総務省	30	1	0	0	38	航空機	21	41
法務省	521	133	99	192	209	工作物	207	535
外務省	43	3	4	17	23	工作物	22	43
財務省	5,117	6,236	567	497	7,203	政府出資等	6,810	13,938
文部科学省	85	3	4	0	2	工作物	2	6
厚生労働省	73	80	44	33	34	工作物	34	148
農林水産省	85,373,758	3,086	629	603	88,689	立木竹	70,148	92,379
経済産業省	30	3	5	4	1,732	政府出資等	1,640	1,741
国土交通省	287	863	133	101	2,393	船舶	909	3,357
環境省	385	4	14	22	52	工作物	51	79
防衛省	551	199	496	705	4,027	船舶	1,575	4,932
合計	85,380,917	10,653	2,185	2,543	104,879		118,076	100.0
(減少額)								
衆議院	0	2	0	0	7	工作物	7	10
参議院	—	—	—	0	0	立木竹	0	0
最高裁判所	29	31	25	7	4	工作物	3	43
会計検査院	—	—	—	0	0	工作物	0	0
内閣府	4	0	—	—	0	工作物	0	0
内閣省	23	10	41	9	8	工作物	6	28
総務省	30	1	0	0	0	工作物	0	1
法務省	1,286	102	89	21	14	工作物	14	139
外務省	63	18	5	2	5	工作物	5	26
財務省	6,296	6,862	584	335	4,512	政府出資等	4,310	11,710
文部科学省	17	2	12	8	3	工作物	3	14
厚生労働省	490	98	89	31	2,395	政府出資等	2,388	2,525
農林水産省	85,376,385	3,116	660	609	88,360	立木竹	69,689	92,086
経済産業省	64	16	14	1	583	政府出資等	556	601
国土交通省	720	1,085	109	33	683	船舶	481	1,802
環境省	4	1	17	0	3	工作物	3	4
防衛省	253	153	301	114	254	船舶	127	523
合計	85,385,673	11,504	1,952	1,176	96,837		109,518	100.0
(差引額)								
衆議院	△0	△2	△0	7	12	工作物	12	16
参議院	—	—	—	0	1	工作物	1	1
最高裁判所	△18	△5	40	127	131	工作物	130	253
会計検査院	—	—	0	0	0	工作物	0	0
内閣府	△4	△0	—	—	0	工作物	0	0
内閣省	△1	1	77	209	306	工作物	219	517
総務省	△0	—	0	0	38	航空機	21	39
法務省	△764	30	10	170	194	工作物	193	396
外務省	△20	△14	△0	14	17	工作物	17	17
財務省	△1,179	△625	△17	162	2,690	政府出資等	2,500	2,227
文部科学省	67	0	△7	△7	△1	工作物	△1	△8
厚生労働省	△416	△18	△45	2	△2,360	政府出資等	△2,388	△2,376
農林水産省	△2,627	△30	△30	△5	328	立木竹	458	293
経済産業省	△33	△12	△8	3	1,149	政府出資等	1,083	1,140
国土交通省	△433	△222	24	67	1,709	政府出資等	646	1,555
環境省	381	3	△3	22	48	工作物	48	74
防衛省	297	45	195	590	3,773	船舶	1,447	4,408
合計	△4,755	△851	232	1,367	8,042		8,557	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

第18表 国有財産増減状況(平成25年度)

(単位 億円、%)

異動の内容	土地		建物		その他の			計	
	数量	価格	数量	価格	価格	うち	価格	割合	
(増加額)	千平方メートル		延べ千平方メートル						
対外的異動	1,462	6,172	968	1,527	15,104	政府出資等	8,769	22,804	12.7
歳出を伴うもの	933	86	867	1,515	13,348	政府出資等	7,018	14,950	8.3
歳出を伴わないもの	528	6,086	101	11	1,756	政府出資等	1,750	7,854	4.4
対内的異動	85,379,455	13,950	1,216	1,015	142,194	立木竹	71,339	157,160	87.3
調整上の増加	85,376,876	4,186	1,210	1,011	89,090	立木竹	69,402	94,288	52.4
整理上の増加	2,579	294	5	4	685	立木竹	566	983	0.6
価格改定上の増加	—	9,469	—	—	52,419	政府出資等	51,048	61,888	34.4
合計	85,380,917	20,122	2,185	2,543	157,299			179,965	100.0
(減少額)									
対外的異動	6,997	7,183	718	161	7,670	政府出資等	7,237	15,015	8.1
歳入を伴うもの	5,606	1,225	256	70	3,568	政府出資等	3,530	4,864	2.6
歳入を伴わないもの	1,390	5,958	461	90	4,102	政府出資等	3,706	10,151	5.5
対内的異動	85,378,676	6,403	1,234	3,005	159,957	立木竹	111,941	169,365	91.9
調整上の減少	85,378,191	4,149	1,209	1,012	89,088	立木竹	69,402	94,250	51.1
整理上の減少	484	171	24	2	77	工作物	42	252	0.1
価格改定上の減少	—	2,082	—	1,990	70,790	立木竹	42,523	74,863	40.6
合計	85,385,673	13,587	1,952	3,166	167,628			184,381	100.0
(差引額)	△4,755	6,535	232	△623	△10,328			△4,416	

(注)「その他」は、立木竹、工作物、機械器具、船舶、航空機、地上権等、特許権等、政府出資等及び不動産の信託の受益権である。

の公用財産の建物157億円、工作物124億円である。

(2) 減少額について

減少額の主なものを挙げると次のとおりである。

イ. 対外的異動によるもの

(イ) 歳入を伴うもの

出資金回収(現金) 2,446億円

特殊法人等への出資金を現金により回収したことによる政府出資等の減であり、主なものは、厚生労働省所管年金特別会計の普通財産2,332億円等である。

売 払 2,410億円

土地1,225億円、政府出資等1,084億円、建物70億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産935億円、政府出資等の主なものは、財務省所管財政投融資特別会計の普通財産1,067億円、建物の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産39億円である。

(ロ) 歳入を伴わないもの

土地区画整理法による引渡 3,870億円

土地3,870億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産1,506億円、財務省所管一般会計の公用財産1,504億円である。

資本金減少 3,333億円

法令の規定に基づく株式会社日本政策金融公庫の減資等によるものである。すべて政府出資等であり、主なものは財務省所管一般会計の普通財産2,753億円である。

ロ. 対内的異動によるもの

所属替 9兆2,187億円

立木竹6兆9,378億円、工作物1兆7,809億円等である。立木竹の主なものは、農林水産省所管国有林野事業特別会計の企業用財産6兆9,376億円である。工作物の主なもの

は、農林水産省所管国有林野事業特別会計の企業用財産1兆7,797億円である。

価格改定 7兆4,863億円

立木竹4兆2,523億円、工作物2兆723億円等である。立木竹の主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産4兆2,110億円であり、工作物の主なものは、農林水産省所管一般会計の森林経営用財産1兆7,255億円である。

引継 1,022億円

土地433億円、政府出資等385億円等である。土地の主なものは、財務省所管一般会計の普通財産145億円、財務省所管一般会計の公用財産133億円、政府出資等の主なものは、農林水産省所管一般会計の普通財産385億円である。

7. 国有財産の台帳価格改定

平成26年3月31日時点における価格改定の結果については、第19表のとおり1兆2,974億円の純減少となっている。

8. 国有財産の推移 (統計1, 6, 7参照)

最近5か年間の国有財産の推移をみると第20表のとおりであり、各年度における増減額の主な事由についてみると、平成21年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、出資(政府出資等)4兆4,824億円、価格改定(政府出資等)3兆1,782億円などを挙げることができる。

平成22年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、価格改定(土地等)6兆9,028億円、資本金減少(政府出資等)2兆593億円などを挙げることができる。

平成23年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等)3兆1,035億円、出資(現金)(政府出資等)3兆1,558億円などを挙げることができる。

第19表 国有財産台帳価格改定結果

(単位 億円)

分類 区分	行政財産			普通財産			合計		
	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額	改定前価格	改定後価格	増減額
土地	118,306	125,655	7,349	48,787	48,824	37	167,093	174,480	7,386
樹木	933	537	△396	40	38	△2	974	575	△398
立木	69,292	28,539	△40,752	13	11	△1	69,306	28,551	△40,754
竹	5	5	0	1	1	△0	6	6	0
計	70,231	29,082	△41,148	55	51	△3	70,286	29,134	△41,152
建物	31,686	29,885	△1,800	4,010	3,821	△189	35,697	33,706	△1,990
工作物	47,668	27,306	△20,361	3,514	3,153	△361	51,182	30,459	△20,723
機械器具	-	-	-	0	0	-	0	0	-
汽船	2,199	1,934	△265	0	0	△0	2,199	1,934	△265
艦船	13,694	12,082	△1,611	12	2	△9	13,706	12,085	△1,621
船舶	21	18	△3	0	0	△0	21	18	△3
計	15,916	14,035	△1,880	12	2	△9	15,928	14,038	△1,889
航空機	8,117	6,171	△1,945	0	0	-	8,117	6,171	△1,945
地上権等	8	8	△0	0	0	△0	8	8	△0
特許権等	23	21	△2	0	0	0	24	22	△2
政府出資等	-	-	-	710,679	758,023	47,344	710,679	758,023	47,344
不動産の信託の受益権	-	-	-	235	233	△1	235	233	△1
合計	291,958	232,167	△59,790	767,295	814,110	46,815	1,059,253	1,046,278	△12,974

(注) 本表には、価格改定対象外財産(「外国に所在する財産」等)は含まれていない。

第20表 最近5か年間の国有財産の推移

(単位 億円)

年度	年度末現在額	前年度末に対する増減額
平成21	1,073,748	50,058
22	1,011,939	△61,808
23	1,028,543	16,603
24	1,052,547	24,004
25	1,048,131	△4,416

第20表 (参考) 国有財産(土地)の推移

(単位 億平方メートル)

年度	行政財産	普通財産	計
昭和30年度末	863	69	933
35	869	62	931
40	879	38	917
45	883	19	903
50	884	15	900
55	884	12	897
60	884	11	896
平成2	883	11	895
7	882	11	893
12	881	11	892
13	879	11	891
14	879	11	891
15	879	11	890
16	866	10	877
17	866	10	877
18	866	10	877
19	866	10	876
20	866	10	876
21	866	10	876
22	866	10	876
23	866	10	876
24	866	10	876
25	866	10	876

平成24年度は前年度に比べ増加しており、要因としては、価格改定(政府出資等) 3兆4,810億円、出資(現物)(政府出資等) 2兆8,281億円などを挙げることができる。

平成25年度は前年度に比べ減少しており、要因としては、所属替(立木竹等) 9兆2,187億円、価格改定(立木竹等) 7兆4,863億円などを挙げることができる。

なお、最近5か年間の政府出資等の年度末の現況は第21表のとおりである。

第4 国の庁舎等の概況

1. 国の庁舎等の概要

(1) 国の庁舎等とは

国の庁舎等とは、庁舎、刑務所、飛行場及び自衛隊の施設など国の事務又は事業の用に供されている建物、付帯施設及び敷地(借り受けているものも含む)であり、一義的には各省各庁が管理しているが、財務省が国全体の立場で、効率的な整備及び効率的な使用を推進している。

(注) 庁舎等には、国家公務員宿舎、森林原野、皇居、道路及び河川等は含まない。

(2) 庁舎等の効率的な整備の推進

財務省では、庁舎等の効率的な整備を推進するため、各省各庁が新たに庁舎等を整備するに当たって、国有財産の総括大臣の立場から、その必要性等を審査・調整し、毎年度の庁舎等の整備予算に反映させるよう努めている。

審査・調整に当たっては、国有財産の有効活用を図る観点から、既存庁舎の活用の可能性等を確認するとともに、建替えと民間借受けのコスト比較を行い、最も効率的な調達方法

第21表 最近5か年間の政府出資、有価証券の推移

(単位 億円、%)

年 度	政 府 出 資	有 価 証 券	合 計 (A)	国 有 財 産 総 額 (B)	割 合 (A/B)
平成21年	647,076	8,256	655,333	1,073,748	61.0
22	643,244	7,217	650,461	1,011,939	64.3
23	674,971	6,668	681,639	1,028,543	66.3
24	702,739	6,408	709,147	1,052,547	67.4
25	751,261	6,762	758,023	1,048,131	72.3

- (注) 1. 「政府出資」とは、我が特別の法律（国際条約を含む。）の規定に基づいて特定の法人に対して出資を行ったことにより取得した出資による権利、株式等であり、「有価証券」とは、租税物納等により取得した株式等である。
 2. 平成25年度の「有価証券」6,762億円のうち6,702億円は、エネルギー対策特別会計所有株式であって、石油公団の廃止に伴い、国に帰属したもの（旧石油公団有価証券）である。
 3. 「政府出資」並びに「有価証券」のうち上場有価証券及び旧石油公団有価証券については、市場価格のあるものは市場価格により、また、市場価格のないものは各法人の貸借対照表の総資産から総負債を差し引いた純資産額により、それぞれ年度末時点で評価したものである。

を選択することとしている。

なお、庁舎の建替えに当たっては、各省各庁において、民間の創意工夫を活用するためにPFIによる庁舎整備に取り組んでいるところである。

(3) 既存庁舎等の効率的な使用の推進

財務省では、既存庁舎等の効率的な使用を推進するため、借受費用の縮減や売却可能財産の創出、耐震性能の確保等の観点から、実地監査などを通じて、各省各庁の使用実態を把握し、「国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法」に基づき財政制度等審議会に付議のうえ、各省横断的な入替調整を行うための庁舎等使用調整計画を策定している。

なお、平成18年4月の国有財産法の改正では、庁舎等の床面積又は敷地に余裕が生じている場合には、行政上の用途又は目的を妨げない限度で、当該余裕部分を民間に貸し付けることも可能とするなど、既存庁舎等の効率的な使用を推進するための制度整備が図られている。

2. 特定国有財産整備計画制度

(1) 特定国有財産整備計画とは

特定国有財産整備計画は、庁舎等を集約立体化・移転再配置する場合又は地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎を整備する場合に、スクラップ・アンド・ビルトの考え方に基づき、財務大臣が定める国有財産の取得及び処分に関する計画である（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（庁舎法）第5条）。

特定国有財産整備計画の策定に当たっては、財務大臣が各省各庁から提出された庁舎等の整備に関する要求書について、その整備の必要性・緊要性、規模・立地条件、処分予定財産の適否等の審査を行うこととしている。

(2) 特定国有財産整備特別会計の廃止

特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革の一環により平成21年度末をもって廃止され、平成21年度末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度から当該事業が終了する年度までの間の経過措置として、財政投融资特別会計に特定国有財産整備勘定が設けられており、事

業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

なお、平成22年度以降の新規事業は、一般会計で経理されている。

第5 国家公務員宿舎の概況（統計23参照）

国家公務員宿舎は、「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資すること」を目的とした「国家公務員宿舎法」（昭和24年法律第117号）に基づき、設置されているものである。

国家公務員宿舎とは、職員及びその家族を居住させるために、国が設置する居住用の家屋及びこれに附帯する工作物その他の施設並びにこれらに供する土地をいい、研修所や講習所等に一時宿泊のために設けられている宿泊施設、公共事業関係の現場に設けられている仮設物的な合宿所、国会議員の議員宿舎、独立行政法人等の職員宿舎等は含まれない。

国家公務員宿舎は、財務大臣が定める宿舎設置計画に基づいて設置される。その方法としては、建設、購入、交換、寄付又は転用（例えば、庁舎を用途変更によって国家公務員宿舎とすること等をいう。）により行政財産として設置するものと、国以外の者の所有する財産を借り受けることにより設置するものがある。

国家公務員宿舎の設置は、原則として財務大臣が行うこととなっているが、省庁別宿舎（同一の各省各庁に所属する職員のみに貸与する目的で設置される国家公務員宿舎をいう。以下、同じ。）で、一時に多数の宿舎を設置する必要がある場合その他の特別の事情がある場合で財務大臣が指定する場合は、当該各省各庁の長が行うこととなっている。

また、国家公務員宿舎の維持及び管理は、合同宿舎（省庁別宿舎以外の国家公務員宿舎をいう。）については財務大臣が、省庁別宿舎については当該国家公務員宿舎の貸与を受けるべき職員の所属する各省各庁の長が行うこととなっている。

なお、平成26年9月1日現在における国家公務員宿舎の総戸数は約17万5千戸となっている。

第6 財務省所管一般会計所属普通財産の現状

1. 現在額（統計25、26、27参照）

平成25年度末現在の財務省所管一般会計所属の普通財産（国有財産法第6条に規定する財務大臣の所管に係るもの。以下第6において同じ。）は、第22表のとおり44兆2,910億円であり、国有財産総額104兆8,131億円の42.3%を占める。

普通財産は、既に述べたように、行政財産以外の一切の国有財産をいい、行政財産に近い性格を有する財産（出資による権利、アメリカ合衆国の軍隊への提供地等）及びそれ以外の財産（未利用国有地等）に大別される。前者は、直ちに処分することができない財産であるが、後者は、その時々の社会的要請に即応し、効率的かつ適正に、管理又は処分を行うべき性質の財産である。

2. 平成25年度中の増減（統計26、29参照）

平成25年度中の総増加額は2兆7,309億円、総減少額は1兆141億円であり、差引き1兆7,167億円増加した。これを土地、建物、政府出資等の区分別にみると、第22表のとおり

である。

また、価格改定の結果による増減を差し引いた増減額は第23表のとおりであり、平成25年度中の総増加額は9,765億円、総減少額は7,587億円であり、差引き2,178億円増加した。なお、価格改定による増減額は、第24表のとおりである。

普通財産の増減についても、国と国以外の者との間の異動である「対外的異動」及び国の内部における異動である「対内的異動」に分けることができる。例えば、「対外的異動」で普通財産が増加する場合として、相続税法の規定により金銭に代えて財産が物納されたとき、相続人不存在財産が民法の規定により国庫に帰属したとき、特殊法人等に対する出資により出資による権利又は出資証券等を取得したとき等が、また、減少する場合として、売払、譲与、現物出資（土地、建物、工作物等）が行われたとき等が、それぞれ挙げられる。他方、「対内的異動」により増加する場合として、各省各庁において行政財産として使用されていた財産が行政目的の用に供されなくなり、用途廃止されて普通財産となったものを財務省が引き受けたとき等が、また、減少する場合として、行政目的の用に供するため各省各庁へ所管換したとき等が、それぞれ挙げられる。平成25年度中の異動状況を整理すると、第25表のとおりである。

第22表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額及び現在額（平成26年3月31日現在）

（単位 億円、%）

区分	数量単位	増 加 領				減 少 領				現 在 領			
		数量	価 格		数量	価 格		数量	価 格		数量	価 格	
			金額	割合		金額	割合		金額	割合			
土地	千平方メートル	4,809	4,910	18.0	95.9	5,652	5,154	50.8	93.5	787,240	47,157	10.6	92.3
樹木	千本	2	0	0.0	0.0	4	1	0.0	0.0	588	17	0.0	0.0
立木	千立方メートル	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	516	11	0.0	0.0
竹	千束	—	—	—	—	—	0	0.0	0.0	10	0	0.0	0.0
計		0	0.0	0.0		2	0.0	0.0		28	0.0	0.1	
建物	建千平方メートル	113			65				3,129				
	延べ千平方メートル	227	115	0.4	23	166	149	1.5	27	5,394	1,961	0.4	3.8
工作物			91	0.3	1.8		195	1.9	3.5		1,718	0.4	3.4
機械器具			—	—	—		—	—	—		0	0.0	0.0
汽船	隻	—			—				—		—	—	—
船舶	千トン	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—
艦船	隻	—			—				—		—	—	—
雜船	千トン	—	—	—	—	—	—	—	—		—	—	—
計	隻	—	—	—	—	—	—	—	—		4	0	0.0
航空機	機	—	—	—	—	—	—	—	—		4	0	0.0
地上権等	千平方メートル	—	0	0.0	0.0	—	0	0.0	0.0	2,034	0	0.0	0.0
政府出資等		22,190	81.3			4,628	45.6			391,812	88.5		
不動産の信託の受益権	件	—	—	—	—	11	0.1	0.2	2	233	0.1	0.5	
合計		27,309	100.0			10,141	100.0			442,910	100.0		
政府出資等を除いたものの合計		5,118		100.0		5,513		100.0		51,098		100.0	

3. 管理及び処分の状況

土地及び建物について、平成25年度中における処分等の実績及び年度末現在の管理状況をみると、次のとおりである。

(1) 処分等の実績

平成25年度中の処分等の実績の概要は、第26表のとおりである。

イ. 売払い（統計32参照）

売払いは4,880件、974億円（台帳価格：以下第6の3において同じ。）で、これを区別別にみると、土地3,168千m²、935億円、建物延べ125千m²、39億円である。

次に、売払いを相手方別にみると、公共団体401件、164億円、公益法人53件、31億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,310件、631億円、その他3,116件、146億円である。

また、時価売払を契約方式別にみると、一般競争契約699件、593億円（うち価格公表527件、315億円）、随意契約4,159件、355億円である。

なお、売払価格は、原則として時価額によるが、国有財産特別措置法その他の法律の規定に基づき、時価額からそ の一定割合を減額して公共団体等に売り払うものがある。この減額売払したものを相手方の用途別にみると、医療施

設2件、2億円、社会福祉施設3件、1億円、学校施設12件、20億円、社会教育施設1件、5百万円、公営住宅4件、1億円である。

大口売払財産（1件別1千m²以上で、かつ、売買契約金額が3億円以上のもの）は、参考資料1のとおりである。

ロ. 交換（統計33参照）

交換は5件、2億円である。

ハ. 譲与（統計34参照）

譲与は320件、175億円である。

ニ. 所管換（統計35参照）

所管換は27件、123億円で、その内容は無償所管換（一般会計相互間）が24件、118億円、有償所管換（一般会計及び特別会計相互間）が3件、5億円である。

(2) 管理の状況

平成25年度末現在における土地及び建物についての利用の状況は、次のとおりである。

イ. 米軍へ提供中の財産

条約に基づきアメリカ合衆国の軍隊に提供中の財産は、土地75件、70,012千m²、2兆780億円、建物5件、延べ4,773千m²、1,845億円である。

ロ. 他省庁に使用させている財産

第23表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成26年3月31日現在）
(価格改定による増減額を除いたもの)

(単位 億円、%)

区分	数量単位	増加額				減少額				差引	
		数量	価格		数量	価格		数量	価格	数量	価格
			金額	割合		金額	割合				
土地	千平方メートル	4,809	4,592	47.0	95.7	5,652	4,714	62.1	98.7	△842	△122
樹木	千本	2	0	0.0	0.0	4	0	0.0	0.0	△2	0
立木	千立方メートル	0	0	0.0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0
竹	千束	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		0	0.0	0.0		0	0.0	0.0	0.0	0	0
建物	建千平方メートル	113				65				47	
工作物	延べ千平方メートル	227	115	1.2	2.4	166	48	0.6	1.0	60	66
機械器具			91	0.9	1.9		3	0.1	0.1		87
汽船	隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
船舶	千トン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
艦船	隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
雜船	千トン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	隻	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
航空機	機	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地上権等	千平方メートル	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
政府出資等			4,966	50.9			2,809	37.0			2,157
不動産の信託の受益権	件	—	—	—	—	—	10	0.1	0.2	—	△10
合計			9,765	100.0			7,587	100.0			2,178
政府出資等を除いたものの合計			4,799	100.0			4,778	100.0			21

第24表 財務省所管一般会計所属普通財産増減額（平成26年3月31日現在）
(価格改定によるもの)

(単位 億円, %)

区分	増 加 額			減 少 額			差 引	
	価 格			価 格				
	金額	割 合	金額	割 合	金額			
土地	318	1.8	100.0	439	17.2	59.8	△121	
樹木	—	—	—	1	0.0	0.1	△1	
立木	—	—	—	0	0.0	0.1	△0	
竹	—	—	—	0	0.0	0.0	△0	
計	—	—	—	1	0.1	0.2	△1	
建物	—	—	—	100	3.9	13.6	△100	
工事	—	—	—	191	7.5	26.1	△191	
機械	—	—	—	—	—	—	—	
器具	—	—	—	—	—	—	—	
汽船	—	—	—	—	—	—	—	
船舶	—	—	—	—	—	—	—	
艦船	—	—	—	—	—	—	—	
雜船	—	—	—	—	—	—	—	
計	—	—	—	—	—	—	—	
航空機	—	—	—	—	—	—	—	
地上権等	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	△0	
政府出資等	17,224	98.2	—	1,818	71.2	—	15,405	
不動産の信託の受益権	—	—	—	1	0.1	0.2	△1	
合計	17,543	100.0	—	2,554	100.0	—	14,988	
政府出資等を除いたものの合計	318	100.0	—	735	100.0	—	△416	

第25表 財務省所管一般会計所属普通財産異動状況（平成25年度）

(単位 億円)

異動の内容	土 地		建 物		そ の 他		価格計	割合
	数 量	価 格	数 量	価 格	価 格	価 格		
(増 加 額)								
対外的異動	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
歳出を伴うもの	221	4,005	2	0	4,564	(4,562)	8,571	31.4
歳出を伴わないもの	1	0	—	—	3,177	(3,175)	3,177	11.6
対内的異動	220	4,005	2	0	1,387	(1,387)	5,393	19.7
調整上の増加	4,587	905	225	114	17,718	(17,628)	18,738	68.6
整理上の増加	2,360	522	225	114	476	(386)	1,112	4.1
価格改定上の増加	2,227	64	0	0	17	(17)	82	0.3
合計	4,809	4,910	227	115	17,224	(17,224)	17,543	64.2
(減 少 額)								
対外的異動	千平方メートル		延べ千平方メートル				%	
歳入を伴うもの	4,169	4,500	160	44	2,804	(2,790)	7,350	72.5
歳入を伴わないもの	3,168	935	125	39	40	(37)	1,015	10.0
対内的異動	1,001	3,565	35	5	2,764	(2,753)	6,334	62.5
調整上の減少	1,482	653	5	104	2,032	(1,837)	2,791	27.5
整理上の減少	1,178	195	5	4	0	(0)	200	2.0
価格改定上の減少	303	18	0	0	17	(17)	36	0.4
合計	5,652	5,154	166	149	2,014	(1,818)	2,554	25.2
					4,837	(4,628)	10,141	100.0
								17,167

(注)「その他」欄の()内書は政府出資等を示している。

第26表 財務省所管一般会計所属普通財産処分等実績（平成25年度）

(単位 億円)

区分	土地			建物			合計		
	件数	数量	台帳価格	件数	数量	台帳価格	件数	台帳価格	割合
売 払		千平方メートル			延べ千平方メートル				%
時 値	4,867	3,168	935	13	125	39	4,880	974	76.4
減 額	4,845	3,125	910	13	123	38	4,858	948	74.4
交 換	22	43	25	-	1	0	22	25	2.0
譲 与	5	5	2	-	-	-	5	2	0.2
所 管	320	615	175	-	-	-	320	175	13.7
換	20	262	121	7	3	2	27	123	9.7
有 償	3	3	5	-	-	-	3	5	0.4
無 儻	17	259	116	7	3	2	24	118	9.3
合 計	5,212	4,053	1,234	20	128	41	5,232	1,276	100.0

各省各庁に対して、その事務、又は事業の遂行上必要な場合に臨時に普通財産の使用を認めている財産は、土地106件、3,088千m²、1,486億円、建物1件、延べ1千m²、0.2億円である。

ハ. 地方公共団体等への貸付財産（統計28、30、31参照）

地方公共団体等に対する普通財産の貸付けは、(イ) 時価による貸付料での貸付け（時価貸付）、(ロ) 法律の規定に基づく無償での貸付け（無償貸付）及び(ハ) 時価から減額した貸付料での貸付け（減額貸付）に区分される。

貸付中の財産は、土地31,569件、90,274千m²、1兆8,274億円、建物889件、延べ159千m²、12億円であり、このうち、貸付財産（土地）の内訳をみると、次のとおりである。

(イ) 時価貸付は、物納財産を物納以前から引き続き個人の住宅敷地等として使用している者に時価で貸し付けているもの等であり、26,552件、15,468千m²、4,357億円である。

(ロ) 無償貸付は、国有財産法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に公園等として無償で貸し付けているものであり、4,408件、71,516千m²、1兆2,725億円である。主なものは、公園等2,755件、58,268千m²、9,456億円、水道施設317件、3,204千m²、481億円である。

(ハ) 減額貸付は、国有財産特別措置法その他の法律の規定に従い、地方公共団体等に対し、時価から一定の割合を減額した貸付料で貸し付けているものであり、609件、3,289千m²、1,191億円である。

なお、貸付中の財産（土地）を相手方別にみると、公共団体4,948件、74,204千m²、1兆2,416億円、公益法人280件、1,642千m²、710億円、公共団体及び公益法人以外の法人1,977件、8,247千m²、1,976億円、その他24,364件、6,180千m²、3,170億円である。

二. 未利用国有地

未利用国有地は、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で、現に未利用となっている土地（管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。）であり、3,186件、

9,039千m²、5,457億円である。

(3) 物納等有価証券の状況

政府出資等は政府出資及び物納等有価証券からなるが、物納等有価証券は租税物納及び国庫帰属により取得した有価証券である。

平成25年度中における物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額は第27表のとおりであり、平成25年度末現在額は59億円である。

4. 普通財産（土地）の推移（統計25参照）

普通財産（土地）の面積の推移については、引受けや物納等の増加要因及び売払いや所管換等の減少要因があり、近年の動向をみると緩やかな減少傾向にある。

5. 国有財産関係歳入（財務局分）の推移

（統計36、37参照）

平成25年度の国有財産関係歳入の財務局分収納額は、1,670億円である。

この大宗を占めるのは国有財産売払収入（東日本大震災復興国有財産売払収入を含む）1,322億円であり、次いで国有財産貸付収入329億円となっている。

なお、国有財産売払収入のうち、土地の売払収入は1,298億円となっている。

最近5か年間の国有財産売払収入の推移は第28表のとおりである。

また、各省各庁所管の普通財産の売払収入を加えた国有財産売払収入の推移は第29表のとおりである。

第27表 物納等有価証券の異動状況及び年度末現在額（平成25年度）

(単位 銘柄、千株 [株式]、千口 [その他証券]、億円)

区分	平成25年度中増		平成25年度中減		平成25年度末現在額		
	数量	台帳価格	数量	台帳価格	銘柄数	数量	台帳価格
株式	1,843	7	2,468	18	36	4,376	50
うち上場株式	1,185	2	2,019	8	5	1,324	3
その他証券	0	0	235,009	1	19	1	8
合計	1,843	7	237,477	19	55	4,377	59

(注) 1. その他証券とは、社債、受益証券、地方債等である。

2. 本表には、所属替等の対内的異動を含む。

3. 単位未満は切り捨てている。

第28表 国有財産売払収入の推移（財務局分）

(単位 億円)

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
国有財産売払収入	965	1,016	896	1,131	1,322
土地売払代	934	776	789	997	1,298
一般競争入札	574	462	269	508	851
その他	360	314	520	489	447

(注) 1. 平成24、25年度の「国有財産売払収入」は、普通財産統計37「国有財産関係（財務局分）歳入科目別・年度別収納状況の「国有財産売払収入」と「東日本大震災復興国有財産売払収入」を合算したものである。

2. 「一般競争入札」とは、国があらかじめ定めた価格以上で、最も高い価格をつけた者を購入者とする売却方式をいう。

3. 「その他」は、地方公共団体等に対する随意契約による売却方式である。

4. 単位未満は四捨五入している。

第29表 国有財産売払収入の推移

(単位 億円)

年度	一般会計			特別会計	合計
	土地	証券	その他		
17年度	3,038	289	115	26	6,199 9,236
18年度	2,302	2,188	83	31	1,110 3,412
19年度	2,536	2,228	271	38	1,107 3,643
20年度	1,206	1,073	114	19	652 1,858
21年度	989	946	30	13	590 1,579
22年度	1,053	782	237	34	215 1,268
23年度	912	799	106	7	3,995 4,907
24年度	1,151	1,011	125	15	10,166 11,317
25年度	1,359	1,315	17	27	1,955 3,314

(注) 1. 24年度以降の一般会計には、東日本大震災復興国有財産売払収入が含まれる。

2. 計数は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数字と内訳の計とは一致しないことがある。

第8 国有財産の監査

1. 監査の概要

財務大臣は、国有財産の適正な方法による管理及び処分を行うため、各省各庁の長が所管する国有財産について実地監査をすることができる（国有財産法第10条ほか）。

これは、国有財産の管理及び処分に関する事務を統一し、その適正化や効率化を図る等のために財務大臣が行う国有財産に係る総括事務の一つであり、能動的な事務である。

2. 監査事務

(1) 平成23年度以降の監査について

国有財産については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地域や社会のニーズに対応した有効活用を促進することを目的として、平成23年度以降、国有財産の監査の充実・強化を図ることとし、従来の書面を中心とした監査から現地における深度ある監査へと運用を改めることとした。

第7 国有財産に関する審議会

国有財産に関する審議会は、財務本省に財政制度等審議会が、各財務局及び沖縄総合事務局に国有財産地方審議会が設置されている。

財政制度等審議会は、中央省庁等改革に伴う審議会等の整理合理化により廃止された国有財産中央審議会の機能を引き継ぎ、平成13年1月6日に施行された財務省設置法（平成11年法律第95号）第6条に基づき設置された。さらに財政制度等審議会の下には、財政制度等審議会令（平成12年政令275号）第6条に基づき、国有財産の管理及び処分に関する基本方針その他国有財産に関する重要事項の調査審議等を所掌する国有財産分科会が設置されている（開催状況は第30表のとおり。）。

国有財産地方審議会は、財務局長又は沖縄総合事務局長の諮問に応じ、国有財産の具体的な管理処分について調査審議し、これらの事項について財務局長等に意見を述べることができることとされており、平成25年度は14回開催されている（参考資料2参照）。

第30表 財政制度等審議会（国有財産分科会）の開催状況

区分	開催年月日	議題
財政制度等審議会第1回総会	H13. 1.19	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第1回国有財産分科会	H13. 1.23	1. 分科会長の互選 2. 審議会議事規則の報告等 3. 部会の設置 4. 審議会から分科会への付託等の報告 5. 分科会から部会への付託等 6. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第1回株式部会	H13. 4.23	1. 日本電信電話株式会社株式のこれまでの処分の経緯及び処分をめぐる諸事情 2. 今後の部会の進め方 3. 議事の公開
財政制度等審議会国有財産分科会第2回株式部会	H13. 5.23	1. 日本電信電話株式会社からのヒアリング 2. 日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第3回株式部会	H13. 5.30	日本電信電話株式会社株式の処分に係る各証券会社からのヒアリング
財政制度等審議会国有財産分科会第4回株式部会	H13. 6.15	今後の日本電信電話株式会社株式の処分に当たっての部会意見整理
財政制度等審議会国有財産分科会第5回株式部会	H13. 6.27	今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について
財政制度等審議会第2回国有財産分科会	H13. 6.27	1. 今後における日本電信電話株式会社株式の処分の在り方について（答申） 2. 報告事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第2回総会	H13. 8.30	1. 分科会からの活動状況報告 2. フリーディスカッション
財政制度等審議会国有財産分科会第1回不動産部会	H13.10. 9	報告事項 （1）国有財産の使用状況実態調査等の調査結果について （2）PFI事業の取組状況について （3）未利用国有地等の売却促進等に関する取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第6回株式部会	H14. 4.22	今後における日本たばこ産業株式会社株式の処分に当たっての主幹事証券会社の選定について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第2回不動産部会	H14. 5.30	報告事項 （1）未利用国有地の売却促進に関する取組状況等について （2）PFI方式による公務員宿舎整備の取組状況について
財政制度等審議会国有財産分科会第3回不動産部会	H14.10.15	1. 報告事項 （1）行政財産等の使用状況実態調査等に係るフォローアップ結果について （2）分譲型土地信託の入札結果の概要等について （3）都心大口案件等について 2. 最低売払価格を示した入札について
財政制度等審議会第3回総会	H15. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第3回国有財産分科会	H15. 2.19	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会の運営方針について 5. 報告事項 （1）未利用国有地の売却について （2）平成14年度における政府保有株式（J T及びN T T株式）の売却について （3）PFI方式による公務員宿舎の整備について 6. 大口返還財産の留保地に係る利用方針について
財政制度等審議会国有財産分科会第4回不動産部会	H15. 3. 3	大口返還財産の留保地に係る利用方針について （1）留保地問題の経緯及び現状について （2）関係地方公共団体に対するヒアリング結果等について
財政制度等審議会国有財産分科会第5回不動産部会	H15. 4.24	大口返還財産の留保地に係る利用方針について （1）これまでの議論の整理 （2）渉外知事会からの留保地の利用方針に関する要請
財政制度等審議会国有財産分科会第6回不動産部会	H15. 5.22	大口返還財産の留保地に係る利用方針について （1）関係地方公共団体への意見照会結果について （2）大口返還財産の留保地の取扱いに関する答申案の骨子について
財政制度等審議会国有財産分科会第7回不動産部会	H15. 6. 3	1. 米軍基地跡地（大口返還財産留保地）の処分に関する要望について 2. 「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」報告書（案）
財政制度等審議会国有財産分科会第8回不動産部会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて
財政制度等審議会第4回国有財産分科会	H15. 6.24	大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて（答申）

区分	開催年月日	議題
財政制度等審議会国有財産分科会第7回株式部会	H16. 3.11	報告事項 (1) 平成15年度売却実績（N T T・J T自己株式取得）について (2) 今後の自己株式取得における対応について (3) 最近の株式市場の動向について
財政制度等審議会第5回国有財産分科会	H16. 6.17	報告事項 (1) 政府保有N T T・J T株式の処分について (2) 「大口返還財産の留保地」答申のフォローアップについて (3) 未利用国有地の売却促進の実施状況について (4) 国家公務員宿舎使用料の改定について (5) 国立大学法人等及び独立行政法人国立病院機構の設立に伴う国有財産の承継について
財政制度等審議会第4回総会	H17. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針について
財政制度等審議会第6回国有財産分科会	H17. 2.16	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 「今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について（諮問）」の説明 4. 国有財産制度部会の設置 5. 各部会の構成、部会長の指名等 6. 分科会、部会の運営方針 7. 報告事項 政府保有N T T・J T株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第1回国有財産制度部会	H17. 2.28	1. 今後のスケジュール 2. 国有財産制度の現状
財政制度等審議会国有財産分科会第2回国有財産制度部会	H17. 3.23	1. 行政財産の民間利用 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第3回国有財産制度部会	H17. 4. 7	未利用国有地等の売却促進
財政制度等審議会国有財産分科会第4回国有財産制度部会	H17. 5.10	庁舎の効率的な使用と整備
財政制度等審議会国有財産分科会第5回国有財産制度部会	H17. 5.31	1. 国有財産の監査及び情報提供等 2. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第6回国有財産制度部会	H17. 6.20	1. 国家公務員宿舎制度 2. 物納制度 3. 諸外国における地方公共団体への無償譲渡・無償貸付 4. 国有財産情報公開システムへのアクセス状況
財政制度等審議会国有財産分科会第7回国有財産制度部会	H17. 7.26	1. 未利用国有地等の売却促進 2. 国会議決の金額基準 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第8回国有財産制度部会	H17. 8. 3	行政財産の民間利用
財政制度等審議会国有財産分科会第9回国有財産制度部会	H17. 8.29	1. 庁舎等の効率的な使用と整備 2. 国有財産行政における効率性の視点の明確化 借受庁舎等に対する総轄権行使の見直し 3. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第10回国有財産制度部会	H17. 9.13	1. 情報提供の拡充 2. 政府出資の評価方法の見直し 3. 普通財産の管理処分に関する優遇措置の見直し 4. 国有財産貸付料等に係る口座振替制度の導入 5. 報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第11回国有財産制度部会	H17.10. 4	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（素案） 2. 最近の国有財産行政に関する報告事項
財政制度等審議会国有財産分科会第12回国有財産制度部会	H17.10.25	今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－中間報告書（案）
財政制度等審議会第7回国有財産分科会	H17.11. 8	1. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－（中間答申） 2. 報告事項 政府保有N T T・J T株式の処分状況
財政制度等審議会国有財産分科会第13回国有財産制度部会	H17.11.22	1. 国有財産の監査 2. コスト分析等定量的分析手法の導入 3. 行政財産の貸付等 4. 国家公務員宿舎行政 5. 最近の国有財産行政に関する報告
財政制度等審議会国有財産分科会第14回国有財産制度部会	H17.12.13	1. 国家公務員宿舎の効率的使用と運用の改善 2. 民間のオフィスの使用実態 3. 保有と賃借のコスト比較 4. 最近の国有財産行政に関する報告 5. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について－効率性重視に向けた改革－報告書（案）

区分	開催年月日	議題
財政制度等審議会国有財産分科会第15回国有財産制度部会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について - 効率性重視に向けた改革 - 報告書（案） 3. 部会の調査審議事項の議決についての報告
財政制度等審議会第8回国有財産分科会	H18. 1.18	1. 最近の国有財産行政に関する報告 2. 今後の国有財産の制度及び管理処分のあり方について - 効率性重視に向けた改革 - （答申） 3. 部会に付託された調査審議事項の議決について
財政制度等審議会第5回総会	H18. 2. 7	1. 会長互選 2. 各分科会の当面の課題等について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回不動産部会	H18. 6.15	1. 庁舎等の使用調整について 2. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会第9回国有財産分科会	H18. 6.15	1. 国有財産法等の改正について 2. 国家公務員宿舎の移転・跡地利用に関する有識者会議における検討結果について 3. 特定国有財産整備計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第8回株式部会	H18.11.24	1. 質問内容について 2. アルコール事業の民営化について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式の処分について（答申）
財政制度等審議会国有財産分科会第10回不動産部会	H18.12.12	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第6回総会	H19. 1.16	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第10回国有財産分科会	H19. 3. 2	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 資産債務改革の検討状況 (2) 答申に盛り込まれた事項の実施状況 (3) 不動産部会及び株式部会における審議状況 ・中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎に係る庁舎等使用調整計画等について ・日本アルコール産業株式会社の株式の処分について (4) 特別会計に関する法律案の提出について
財政制度等審議会国有財産分科会第11回不動産部会	H19. 6.19	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第9回株式部会	H19.10.16	1. 今後の政府保有株式の売却見込み等 2. 日本郵政株式会社について 3. 日本アルコール産業株式会社の株式売却について
財政制度等審議会国有財産分科会第12回不動産部会	H20. 3.18	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第13回不動産部会	H20. 6.26	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会第11回国有財産分科会	H20. 6.26	1. 大口返還財産の留保地等の利用計画 2. 各部会における審議状況 3. 国有財産行政における諸課題 4. 国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議報告書について
財政制度等審議会第7回総会	H21. 1.15	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第12回国有財産分科会	H21. 2.25	1. 分科会長の互選 2. 分科会長代理の指名 3. 各部会の構成、部会長の指名等 4. 分科会、部会の運営方針 5. 事務局からの報告事項 (1) 国有財産の売却促進のための各種方策等について (2) 国家公務員宿舎を活用した離職者への緊急的支援について
財政制度等審議会国有財産分科会第10回株式部会	H21. 2.25	政府保有株式を取り巻く現状について
財政制度等審議会国有財産分科会第14回不動産部会	H21. 6.18	庁舎等の使用調整計画について
財政制度等審議会国有財産分科会第15回不動産部会、第16回国有財産制度部会合同会議	H21. 6.18	1. 庁舎・宿舎の移転・再配置計画の実行状況について 2. その他（霞が関低炭素社会について）
財政制度等審議会第8回総会	H22. 4.26	会長の互選
財政制度等審議会第13回国有財産分科会、第16回不動産部会合同会議	H22. 6.25	1. 庁舎等の使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について （新成長戦略における国有財産の有効活用について等） (2) 政府保有株式を取り巻く状況について

区分	開催年月日	議題
財政制度等審議会第14回国有財産分科会	H22.12. 9	報告事項 国有財産行政の現状について (1) 平成21年度国有財産増減及び現在額 (2) 国有財産に係る監査 (3) 「新成長戦略における国有財産の有効活用について」のフォローアップ (4) 国有財産行政におけるP R E 戦略
財政制度等審議会第9回総会	H23. 1.17	1. 会長の互選 2. 議事規則について 3. 運営方針等について
財政制度等審議会第15回国有財産分科会	H23. 1.17	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明事項 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第16回国有財産分科会	H23. 6.28	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 国有財産行政の現状について (1) 東日本大震災への対応 (2) 国有財産の有効活用等(PRE戦略)についてのフォローアップ
財政制度等審議会第17回国有財産分科会	H24. 1.27	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産監査の結果について (2) 国有財産行政の現状について
財政制度等審議会第18回国有財産分科会	H24. 5.18	政府保有JT株式の処分について (1) 日本たばこ産業株式会社株式を取り巻く状況 (2) 過去のJT株式の処分に係る審議会付議状況 (3) JT株式(「2分の1以上」⇒「3分の1超」)の処分方針 (4) JT株式の第4次売出しに係る主幹事証券会社審査要領
財政制度等審議会第19回国有財産分科会	H24. 9.11	1. 国家公務員宿舎に係るコスト比較手法の見直しについて 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 売却手法の検証・改善等の検討状況について (3) 平成23年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第20回国有財産分科会	H25. 2.19	1. 分科会長の選任 2. 分科会長代理の指名 3. 分科会の運営方針 4. 事務局からの説明 「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)に基づくコスト比較等による個別検討結果及び宿舎使用料の見直しについて
財政制度等審議会第21回国有財産分科会	H25. 6. 6	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 事務局からの説明 (1) 国有財産行政の現状について (2) 平成24年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第22回国有財産分科会	H26. 2. 4	1. 分科会長代理の指名 2. 事務局からの説明 (1) 国家公務員宿舎削減計画のフォローアップについて (2) 国家公務員宿舎使用料の見直しについて (3) 最近の国有財産行政について
財政制度等審議会第23回国有財産分科会	H26. 4.14	1. 今後の分科会の進め方 2. 事務局からの説明 (1) 日本郵政株式を取り巻く状況 (2) 政府保有株式の売却について (3) 主幹事証券会社の選定基準 3. 日本郵政株式会社からのヒアリング
財政制度等審議会第24回国有財産分科会	H26. 4.24	1. 庁舎等使用調整計画について 2. 証券市場関係者からのヒアリング (1) 日本証券業協会 (2) 野村證券株式会社 (3) 株式会社東京証券取引所
財政制度等審議会第25回国有財産分科会	H26. 5.15	日本郵政株式会社の株式の処分について(案)
財政制度等審議会第26回国有財産分科会	H26. 6. 5	1. 日本郵政株式会社の株式の処分について 2. 庁舎等使用調整計画について 3. 事務局からの説明 (1) 最近の国有財産行政について (2) 平成25年度国有財産監査の結果について
財政制度等審議会第27回国有財産分科会	H26. 8. 4 -6	日本郵政株式会社株式の新規公開に係る主幹事証券会社審査要領

(2) 平成26年度の監査方針

イ 平成26年度監査の基本方針

平成26年度においては、①庁舎等、省庁別宿舎の公用財産、②市街地に所在する道路、河川等の公共用財産の監査に事務量を重点的に配分することとし、実効性の高い監査を実施する。

ロ 重点対象にかかる監査の目的等

(イ) 庁舎等、省庁別宿舎の公用財産

- ・一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態

A 監査の目的

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態を把握し、省庁横断的な使用調整等により有効活用の促進を図る。

B 対象財産

同一地域内に所在する又は相互に業務関連性を有する機関が管理又は使用する庁舎等を複数選定。

- ・研修教育施設等の利用状況

A 監査の目的

利用状況に着目し、省庁横断的な利用の可能性、民間施設の代替性等について監査を実施し、国有財産の有効活用の促進を図る。

B 対象財産

研修教育施設、宿泊等施設、会議施設及び運動施設。

- ・庁舎等の保全状況

A 監査の目的

社会資本ストックである既存の庁舎等について、建物の長寿命化、効率的維持管理の促進を図るために、維持管理状況の的確な把握を行うとともに、取得等調整計画案や使用調整案の策定に資する。

B 対象財産

一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態の監査の対象財産から選定。

(ロ) 市街地に所在する道路、河川等の公共用財産

A 監査の目的

未利用又は利用の程度が低いものについて、売却等の可能性など有効活用の促進を図る。また、当該公共用財産の管理を行う事務所等の公用財産を含め一體的な監査を実施し、未利用国有地の洗い出し及び空きスペースの創出を図る。

B 対象財産

市街地に所在する次の財産から、対象を選定。

a 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する一般国道、都道府県道若しくは市町村道の用に供する国有財産又は同法第92条第1項に規定する不用物件である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの

b 河川法（昭和39年法律第167号）第4条第1項に規定する一級河川、同法第5条第1項に規定す

る二級河川若しくは同法第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産又は同法第91条第1項に規定する廃川敷地等である国有財産で国土交通大臣の所管に属するもの

ハ 特別会計所属の普通財産

A 監査の目的

管理処分の適正化、地域や社会のニーズに対応した活用及び売却の促進を図る。

B 対象財産

未利用国有地に分類された財産のうち新規に発生した財産、策定された処理計画に基づく処分等を促進するために監査の実施が有効であると認められる財産及び処分困難財産となっている財産並びに未利用国有地以外に分類された財産。

(3) 平成25年度の監査結果について

イ 国有財産監査の結果

25年度においては、全国で571件の監査を実施し、そのうち146件（25.6%）について問題点を指摘した。

指摘事案の内容は、道路予定地として購入したにもかかわらず、未利用の状況となっている財産について売却するよう是正を求めたもの、余剰のある庁舎への移転を求める借受解消を図ったものなど国の財政への貢献が見込めるものが大半を占めるほか、行政財産の分類が不適切なものなど多岐にわたっている。

ロ 各省各庁所管財産の実態監査の結果

平成20年度に実施した「行政財産（土地）の使用状況実態監査」において、効率的な使用を推進する必要があると認められた財産（効率化検討対象財産）にかかる処理計画について、その処理を促進するため、フォローアップ監査を実施した。

また、各省各庁が所管する普通財産のうち未利用国有地について、平成25年度中の財産の発生状況及び処分等処理の進捗状況を把握し、各省各庁に対して処理の促進を要請するフォローアップを実施した。

(注1)「国有財産監査結果」については、第31表を参照。

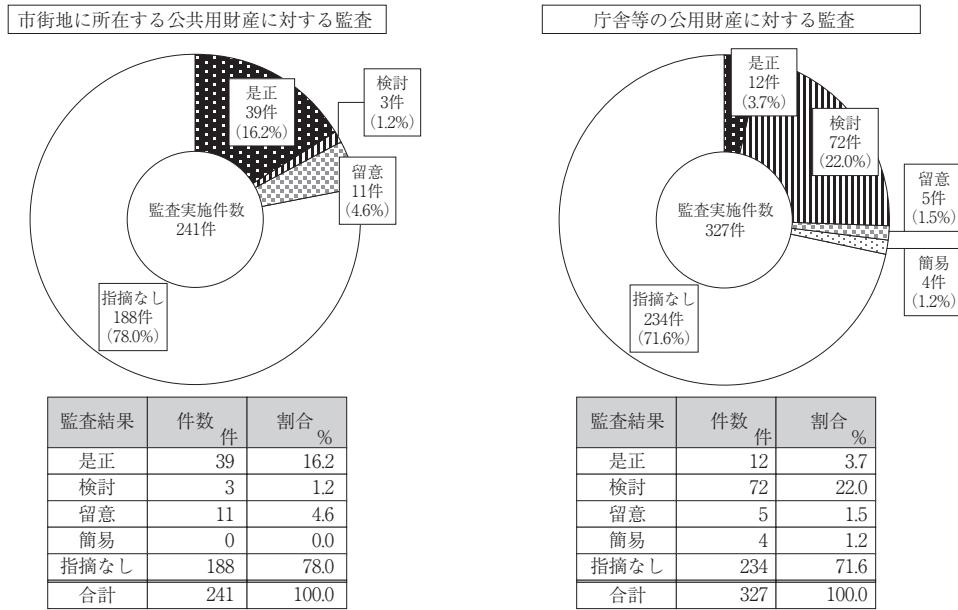
(注2)「行政財産（土地）の使用状況実態監査のフォローアップ結果」については第32表を参照。「各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況」については、第33表を参照。

(注3) 平成25年度の監査結果については、財務省のホームページで公表している。

- ・ 国有財産監査の結果（アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2013/index.html）

- ・ 各省各庁所管財産の実態監査結果（アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/utilized_by_ministry/fy2013/index.htm）

第31表 平成25年度監査結果（指摘等の状況）
《監査対象財産別指摘状況》



- 是正：その使用状況について、効率性・経済性・社会ニーズ等の観点から、他の用途への変更、用途廃止等の適切な措置を講じなければならないもの
- 国有財産関係法令及びこれらの運用に係る通達に明らかに違反する処理
- 検討：事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の間で最適な方策について慎重な検討を要するもの
- 留意：是正をすると認められるが、監査対象部局において既に是正等の措置に取り組んでおり、是正されることが確実なもの
- 簡易：上記の指摘事項には至らないが、監査対象部局に注意喚起等を求める必要があると判断する事項及び軽微な不備事項は、通達の規定に基き、管理責任者による通知事項（簡易指摘）として特別・統括国有財産監査官名で通知するもの

第32表 行政財産（土地）の使用状況実態監査のフォローアップ結果

(単位 件, 千m², 億円)

区分	効率化検討対象財産の処理計画	うち第1期（平成20年度から25年度）の処理計画	処理計画の処理実績		今後の処理計画
			平成25年度	平成25年度までの処理実績の累計	
件 数	2,362	2,064	81	1,894	468
面 積	4,764	3,617	218	2,918	1,845
台帳価格	2,357	1,577	90	1,204	1,153

(注1) 「処理計画の処理実績」は、行政財産の用途廃止がなされたもの等である。

(注2) 第1期（平成20年度から25年度）の処理計画件数2,064件に対する進捗率は、91%である。

(注3) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

第33表 各省各庁所管普通財産（未利用国有地）の状況

(単位 件, 千m², 億円)

区分	前年度末の保有財産	平成25年度の変動状況			平成25年度末の保有財産
		新規発生財産	処分等（注1）	その他（注2）	
件 数	1,535	146	275	△14	1,392
面 積	2,983	487	826	△25	2,619
台帳価格	583	40	109	△5	509

(注1) 「処分等」とは、一般競争入札等による売却のほか、譲与、所管換、所属替、交換等である。

(注2) 「その他」とは、口座分割等による増減、国有財産台帳価格改定、実測に伴う異動等である。

(注3) 単位未満を切り捨てているため、計において一致しない場合がある。

第34表 国有財産に関する情報提供の現状

(1) 公表・報告

区分 (根拠法令)	公表方法	情報内容	公表等時期
国有財産増減及び現在額総計算書及び同説明書（国有財産法第34条）	国会（報告）	区分（土地、建物等）毎の数量、台帳価格	年1回 11月
国有財産無償貸付状況総計算書及び同説明書（国有財産法第37条）	国会（報告）	区分（土地、建物等）毎の数量、台帳価格	年1回 11月
国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書（財政法第28条）	国会（提出）	区分（土地、建物等）毎の数量、台帳価格	年1回 1月
国有財産の現在高（財政法第46条）	官報掲載（報告）	区分（土地、建物等）毎の数量、台帳価格	年1回 4月

(2) 情報提供 (PR)

①定期刊行物

区分	情報内容	公表等時期
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の制度、国有財産の年度末現在額及び毎会計年度間の増減額、政府出資等の状況、行政財産統計、普通財産統計等	年1回 3月

②財務省ホームページ（「国有財産」のページ）

区分	情報内容	公表等時期
国有財産レポート	国有財産の概要、最近の国有財産行政	年1回 6月
財政制度等審議会国有財産分科会等	答申・報告書等、報道発表、議事要旨等	随時
各省各庁所管財産の実態監査等	各省各庁所管財産の実態監査、財務省所管普通財産（未利用国有地）の状況等	随時
政府保有株式	政府保有株式の概要	随時
国有特許権等一件別情報	国に帰属している知的財産権（特許権、著作権、商標権、実用新案権、意匠権）の登録番号、名称、存続期間等	年1回 12月
関連資料・データ	国有財産統計、国会に報告している情報	随時
財政金融統計月報「国有財産特集」	国有財産の制度、国有財産の年度末現在額及び毎会計年度間の増減額、政府出資等の状況、行政財産統計、普通財産統計等	年1回 3月
ご存知ですか？国有財産	国有財産の基礎知識、国有財産の有効活用、購入方法等	年1回 12月
トピックス（報道発表等）	国有財産に関する各種報道発表資料等	随時
国有財産通達集	国有財産に関する通達	随時
国有財産の売却情報 (各財務局のホームページへリンク)	今後入札を予定している物件情報、入札物件情報と開札結果、その売却結果、公用・公共用の取得等要望の受付情報、暫定活用に関する情報等	随時

③国有財産情報公開システム

区分	情報内容	公表等時期
国有財産を「買う」	国有財産の売却情報	各財務局等が一般競争入札を行っている物件や即購入が可能な物件の所在地、数量、法令上の制限、交通機関、最寄駅等
	その他の売却情報	各省各庁所有の国有財産や地方公共団体所有の公有財産の売却情報等
	国有財産物件情報メールマガジン	各財務局等が行っている入札物件及びその開札結果、公用・公共用の取得等要望の受付開始情報、事業用定期借地による貸付募集、その他国有地に関する重要なお知らせ
国有財産を「調べる」	国有財産一件別情報	口座単位で一件別に、所在地、台帳数量、台帳価格、法令上の制限、法定容積率及び地図情報等
国有財産を「借りる」	貸付可能物件情報	事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の所在地、数量等

財務局等所在地、電話番号及びホームページアドレス

財務本省、財務局等名	郵便番号	所 在 地	電話番号(代表)	ホームページアドレス
財務省	100-8940	東京都千代田区霞が関 3-1-1	(03)3581-4111	http://www.mof.go.jp/
北海道財務局	060-8579	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	(011)709-2311	http://hokkaido.mof.go.jp/
東北財務局	980-8436	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	(022)263-1111	http://tohoku.mof.go.jp/
関東財務局	330-9716	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	(048)600-1111	http://kantou.mof.go.jp/
北陸財務局	921-8508	石川県金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	(076)292-7860	http://hokuriku.mof.go.jp/
東海財務局	460-8521	愛知県名古屋市中区三の丸3-3-1	(052)951-1772	http://tokai.mof.go.jp/
近畿財務局	540-8550	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	(06)6949-6390	http://kinki.mof.go.jp/
中国財務局	730-8520	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	(082)221-9221	http://chugoku.mof.go.jp/
四国財務局	760-8550	香川県高松市中野町26-1	(087)831-2131	http://shikoku.mof.go.jp/
九州財務局	860-8585	熊本県熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	(096)353-6351	http://kyusyu.mof.go.jp/
福岡財務支局	812-0013	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	(092)411-7281	http://fukuoka.mof.go.jp/
沖縄総合事務局財務部	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	(098)866-0091	http://www.ogb.go.jp/zaimu/index.html

財務局を設置していない都府県には財務事務所を設置している。

第9 国有財産に関する情報提供

財政のストックを国民に明らかにするという観点から、国有地をはじめとする国有財産について、法令に基づく各種報告のみならず出版物等を通じ、その情報提供に努めている。

現在、国有財産に関して提供している情報は第34表のとおりである。

1. 法令に基づく報告

毎年度、国有財産法第34条及び第37条に基づき、国有財産増減及び現在額統計算書並びに国有財産無償貸付状況統計算書を会計検査院の検査を経たうえで国会に報告している。

また、財政法第28条に基づき、予算の参考書類として、国有財産現在高及び国有財産見込現在高に関する調書を国会に提出し、さらに同法第46条に基づき、国有財産の現在高について国民への報告を行っている。

2. 情報提供

- (1) 財務省のホームページ（アドレス：<http://www.mof.go.jp/>）に国有財産の項目を設け、最新の国有財産行政を反映した「国有財産レポート」や国有財産の現在額等の統計資料を掲載しているほか、国有財産に関するご意見・ご要望を受けている。「国有財産の売却情報」では、全国の財務局等のホームページへのリンクにより、国有

財産の入札、売却結果等の情報提供を行っている。他に「統計情報（国会に報告している情報等）」「トピックス（報道発表等）」「国有財産通達集」などを公開し、利用者の利便性の向上に努めることとしている。

- (2) 国有財産情報公開システム（アドレス：<http://www.kokuyuzaisan-info.mof.go.jp/kokuyu/>）において国有財産に関する情報を、①「買う」、②「調べる」、③「借りる」に区分し、掲載している。

① 国有財産を「買う」

全国の財務局等で一般競争入札の手続きを行っている物件、即購入可能な物件、今後売却を行うことを予定している物件について、それぞれその所在地、面積、法令上の制限、最寄りの交通機関等の情報のほか地図情報を掲載している。

また、上記の情報をタイムリーに配信する「国有財産物件情報メールマガジン」の登録を受付けている。

② 国有財産を「調べる」

国有財産について一件別に所在地、台帳数量、台帳価格のほか、用途地域や容積率等の法令上の制限、利用容積率、地図情報等を掲載している。

③ 国有財産を「借りる」

全国の財務局等ごとに事業用定期借地による貸付や暫定活用（一時貸付）が可能な物件の情報を掲載している。

- (3) 国有財産に関する情報については、今後も国民のニ

ズを踏まえた情報をタイムリーに提供する等、利便性の向上とともに、更なる情報提供の充実に努めることとしている。

第10 未利用国有地の有効活用と権利付財産の売却

1. 未利用国有地及び権利付財産の引受・保有・売却状況

(1) 未利用国有地の保有状況

平成25年度末現在の未利用国有地は、3,186件、台帳価格5,457億円である。

なお、未利用国有地の処分等結果については財務省のホームページ（アドレス：http://www.mof.go.jp/national_property/summary/property_audit/non_utilized_land/fy2013/index.html）等で公表している。

(注1) 未利用国有地の推移については第35表を、処分等結果については第36表を、平成25年度末現在の保有状況については第37表を参照。

(注2) 平成16年度からの物納不動産（土地）の引受状況の推移は第38表のとおりである。

(2) 未利用国有地及び権利付財産の売却状況

平成25年度までの未利用国有地の入札実施状況は第39表のとおりである。平成25年度においては、約1,500件の一般競争入札を実施し、このうち約650件が成約に至っている。

平成26年度においては、平成25年度末時点において地方公共団体等から取得等要望のなかった未利用国有地のほか、境界未確定地等の売却が直ちに困難な未利用国有地についても入札に付すように努め、約1,600件の一般競争入札を実施することとしている。

また、借地人等権利者がいる権利付財産の売却状況は第40表のとおりである。

2. 多様な管理処分手法の導入

未利用国有地については、売却等を通じて国の財政に貢献するとともに、地方公共団体等と連携を図り、地域や社会のニーズに対応した有効活用を図っていくこととし、個々の土地の特性に応じた多様な手段を選択できるよう管理処分手法の多様化を図っている。なお、これまでの取組みは第41表のとおりである。

(1) 未利用国有地の処分手法

イ 未利用国有地の一般競争入札に当たって、物納不動産（土地）については、税外収入確保の観点から、更なる売却促進を図ることを目的として、平成14年度に最低売却価格（予定価格）を公表した入札制度を導入した。

また、平成24年11月に東日本大震災の復興財源の確保及び行政改革を推進する観点から、物納不動産（土地）に限らず、すべての不動産について最低売却価格（予定価格）を公表する制度改正を行い、更なる売却促進を図

ることとしている。

ロ 平成14年度には、現状では売却が難しい財産について、分筆、造成、ライフライン整備等の工事を行うことにより、付加価値を高めた上で売却する処分型信託の手法も導入した。その実績は第42表のとおりである。

ハ なお、こうした取組みのほか、まちづくりに配慮した土地利用を行う観点から、平成20年度に二段階一般競争入札及び地区計画活用型一般競争入札を導入した。

(注1) 二段階一般競争入札とは、土地の利用等に関する企画提案書の内容が一定の水準に達すると認められる参加者を選定した上で行う一般競争入札。

なお、広島県広島市の二葉の里地区においては、財務局主体で地方公共団体等との協議会を立ち上げ、開発条件等を策定し、二段階一般競争入札を実施している。

(注2) 地区計画活用型一般競争入札とは、地方公共団体と協議し、国有地を含む一定の区域を対象に地方公共団体が地区計画等の都市計画決定を行った上で行う一般競争入札。

従前より東京都中野区の警察大学校等跡地など、地方公共団体と協議を行い、地区計画を活用し一般競争入札を実施している。

(2) 権利付財産の処分手法

権利付財産については、権利者に対する買受勧奨を行うことにより権利者への売却を行ってきたが、こうした取組みのほか、平成18年度には借地権と底地権の交換、平成20年度には第三者に対する権利者との同時売却といった新たな処分手法を探り入れた。

更に、平成21年度には、主に物納不動産で借地権の付着した財産について、信託受託者が財産管理業務とあわせて権利者に対する底地の売却を行う管理処分型信託を導入した。

3. その他の管理処分手法

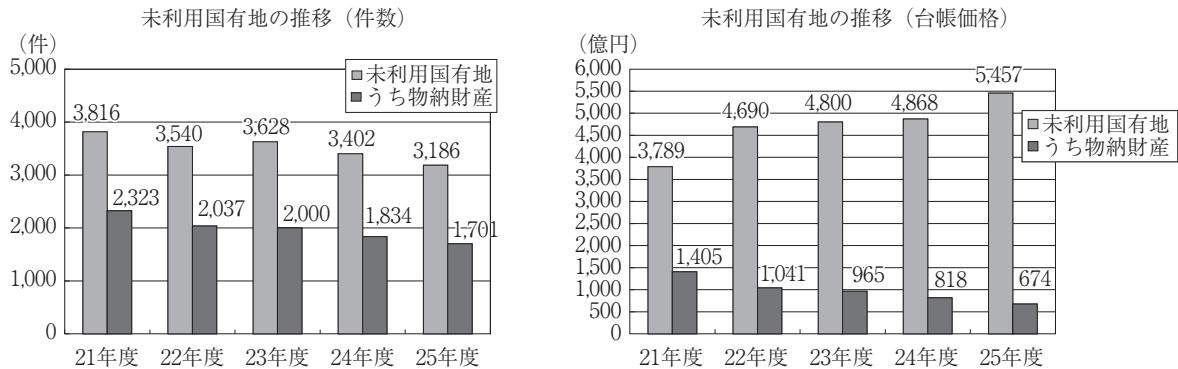
(1) 平成22年8月に、地域や社会のニーズに対応した国有財産の有効活用を推進する観点から、保育・介護など人々の安心につながる分野での未利用国有地の積極的活用を図るため、定期借地制度を利用した地方公共団体への貸付制度を導入。

制度導入後、更なる有効活用を図るため、救急医療など地域医療のための施設整備や社会福祉法人に対する直接貸付などの拡大を行った。

(注) 平成26年9月末までに、世田谷区などの地方公共団体等との間で、40ヶ所の国有地を保育所等の社会福祉施設として貸付契約を締結した。（第43表）

(2) 税外収入の確保や管理コストの軽減の観点から、平成24年3月、売却困難財産や売残財産を対象とした事業用定期借地制度を利用した貸付けが行えるよう制度の整備を行った。

第35表 未利用国有地の推移



第36表 未利用国有地の処分等結果

(単位 件, 千m², 億円)

区分	状況	前年度末現在の保有財産			年度内の変動状況 (注1)						平成25年度末時点の保有財産		
					新たに未利用国有地とした財産			処分等した財産			変更等による増減 (注4)		
		件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格	件数	面積	台帳価格
地方公共団体等利用財産 (注2)	208	3,299	1,324		54	111	168	98	428	286	57	243	140
処分対象財産 (注3)	(1,420)	(3,159)	(2,361)										(1,353)
合 計	3,194	6,548	3,543	351	540	4,230	693	1,173	3,491	113	△102	△172	2,965
うち一般競争入札等で年度内に売却した財産 (注5)								715	1,239	689			

(注) 1. 財務省が所管する一般会計所属普通財産のうち未利用国有地について、平成25年度の処理実績を取りまとめたものである。

なお、本表において、未利用国有地とは、単独利用困難なものを除く宅地又は宅地見込地で現に未利用となっている土地をいう。

ただし、これらを管理委託、一時貸付等暫定活用しているものを含む。

また、現況が農地、山林等の財産については、周辺の状況から判断して宅地開発が見込まれるものも含む。

2. 「地方公共団体等利用財産」とは、地方公共団体等での利用が予定されている財産である。

3. 「処分対象財産」とは、一般競争入札により処分する予定の財産である。

なお、上段()内書きは、土地区画整理事業等の施行区域内に所在、境界確定等が必要などの特殊事情を有する財産である。

4. 「変更等による増減」とは、区分の変更、口座分割等、実測及び国有財産台帳価格改定等による増減である。

5. 「うち一般競争入札等で年度内に売却した財産」の売却額は、1,047億円である。

第37表 未利用国有地の保有件数等の内訳

(単位 件、億円)

区分		国利用		国 利 用 以 外								合 計		物 納 構成比	
				地方公共団体等利用		入札未実施		売 残		処分困難					
件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格	件数	台帳 価格
全国	全 体	43	439	3,143	5,017	178	907	654	534	958	344	1,353	3,231	3,186	5,457
	うち物納	4	4	1,697	670	13	14	285	108	536	112	863	434	1,701	674
	対合計比	1.3%	8.0%	98.6%	91.9%	5.5%	16.6%	20.5%	9.8%	30.0%	6.3%	42.4%	59.2%	100.0%	100.0%

(注) 1. 各計数は、平成25年度末現在である。

2. 単位未満切捨てのため、内訳と合計は必ずしも一致しない。

第38表 物納不動産（土地）の引受状況の推移

(単位 件、千m²、億円)

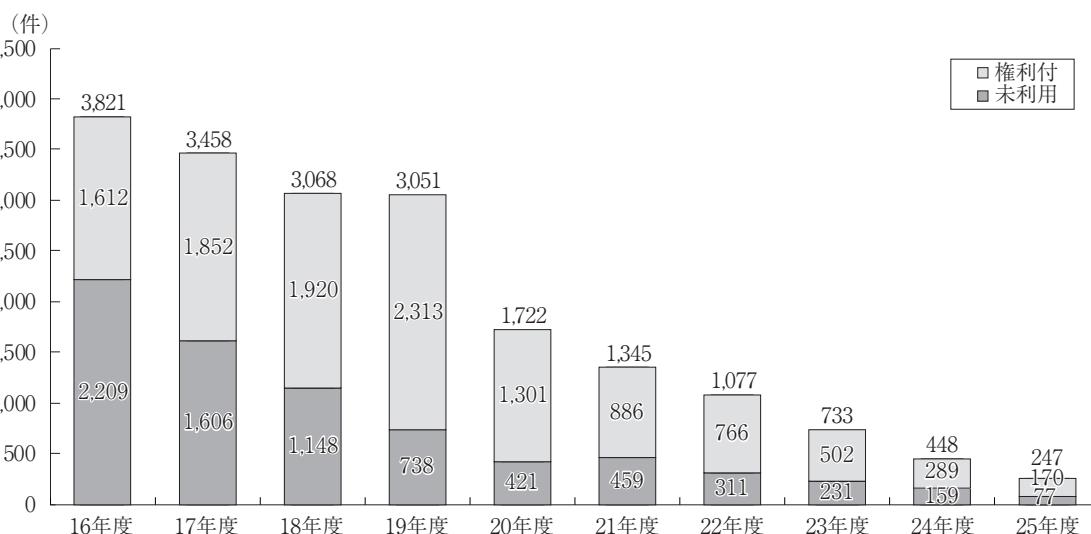
年 度		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
未利用	件 数	2,209	1,606	1,148	738	421	459	311	231	159	77
	数 量	2,196	2,197	1,323	1,044	750	411	238	221	161	102
	台帳価格	1,614	995	697	445	251	319	157	109	54	29
権利付	件 数	1,612	1,852	1,920	2,313	1,301	886	766	502	289	170
	数 量	315	350	370	391	183	160	110	82	35	26
	台帳価格	401	441	462	447	222	181	130	70	41	22

(注) 1. 権利付とは、借地契約・借家契約の対象となっているものである。

2. 件数は、財務局における管理上の件数である。

3. 計数は、単位未満四捨五入している。

第38表 参考

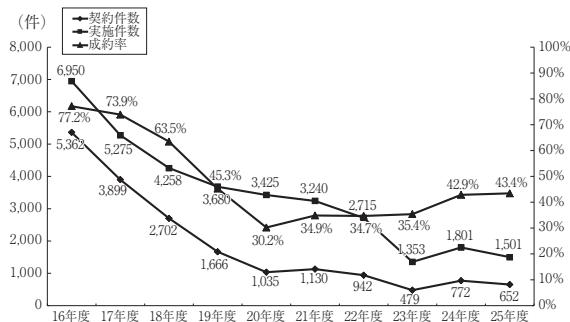


第39表 未利用国有地の入札実施状況（一般会計）
(単位 件, 億円, %)

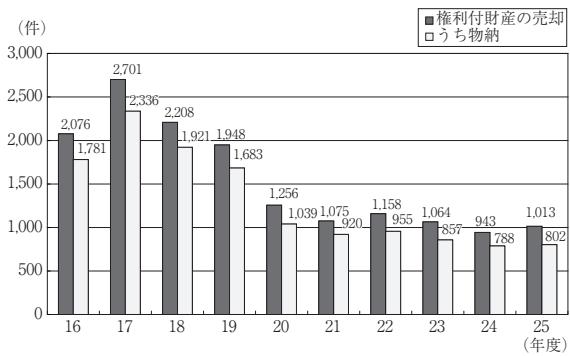
実施年度	一般競争入札			成約率
	実施件数	契約件数	契約金額	
16	(6,089) 6,950	(4,829) 5,362	(2,575) 2,895	77.2
17	(4,391) 5,275	(3,379) 3,899	(1,770) 2,059	73.9
18	(3,291) 4,258	(2,184) 2,702	(1,249) 1,606	63.5
19	(2,571) 3,680	(1,213) 1,666	(490) 1,090	45.3
20	(2,294) 3,425	(691) 1,035	(219) 315	30.2
21	(2,029) 3,240	(755) 1,130	(254) 522	34.9
22	(1,632) 2,715	(607) 942	(235) 428	34.7
23	(701) 1,353	(310) 479	(143) 268	35.4
24	(877) 1,801	(401) 772	(189) 499	42.9
25	(670) 1,501	(296) 652	(114) 777	43.4

- (注) 1. 各年度に一般競争入札を実施したもの（不落随契で売却したものも含む）の契約状況であり、翌年度に契約したものを含まる。
 2. 計数は、単位未満四捨五入している。
 3. 上段（）内書は物納財産である。
 4. 未利用国有地以外の財産について入札を実施したものを含む。

第39表 参考



第40表 参考



第40表 権利付財産の売却状況（土地）

(単位 件, 億円)

年 度	全 体		うち物納	
	件 数	金 額	件 数	金 額
16	2,076	309	1,781	239
17	2,701	410	2,336	349
18	2,208	417	1,921	386
19	1,948	373	1,683	343
20	1,256	214	1,039	157
21	1,075	185	920	132
22	1,158	189	955	155
23	1,064	169	857	142
24	943	161	788	122
25	1,013	174	802	140

第41表 これまでの管理処分手法の多様化等の取組み

実施年度	取 組 み 内 容
平成 6 年度	○価格公示売却制度の創設 対象：小規模な物納財産（土地300m ² , 建物200m ² 以下）
平成 7 年度	○レインズ登録による売却制度の導入 対象：一般競争入札で不落・不調物件等
平成 11 年度	○郵送による期間入札制度の導入
平成 12 年度	○S P C 法に基づく証券化条件付入札の実施 対象：未利用地6物件, 権利付財産8物件 ○媒介型入札の導入
平成 14 年度	○処分型信託の導入 現状のままでは売却が難しい未利用国有地について、造成工事等により付加価値を高めて分譲を実現する信託 ○最低売却価格公表入札制度の導入 対象：1,000m ² 以下の物納不動産 (注) この制度導入に伴い、価格公示売却制度は廃止
平成 15 年度	○最低売却価格公表入札制度に係る面積制限の撤廃
平成 18 年度	○売却を容易にするための交換制度の導入 対象：売却困難財産のうち立地条件が劣る不整形地等及び権利付財産のうち借地権の対象となっている土地 ○電子入札制度の導入…対象：期間入札
平成 20 年度	○二段階一般競争入札等の導入 ○瑕疵等明示売却の導入 ○権利付財産の一般競争入札等の導入
平成 21 年度	○管理処分型信託（権利付財産）の実施
平成 22 年度	○定期借地権を利用した貸付の導入 ・社会福祉施設等の整備を目的とした地方公共団体向けの貸付（地方公共団体からの転貸を含む） ・社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人への貸付 ○交換の運用拡大 相手方が地方公共団体の場合には国有財産の利用状況等から地方公共団体に処分が限定されるときは国に必要性がなくとも交換できるよう運用拡大を行った。
平成 23 年度	○定期借地権を利用した貸付の対象拡大 売却困難財産や売却残財産を対象とした事業用定期借地制度の導入
平成 24 年度	○最低売却価格公表入札制度の改正 対象：物納不動産に限らず、すべての不動産について最低売却価格を公表
平成 26 年度	○「国有財産物件情報メールマガジン」配信サービスを開始 国有地の売却等に関する更新情報や国有地取得に関する架空話の注意喚起情報を配信

第42表 土地信託の実施件数

(単位 件, ha)

信託の種類	実施財務局	契約年度	件数	面積
処 分 型	関東財務局	14年度	309	45
		15年度	280	41
		16年度	308	41
		17年度	153	12
		18年度	46	11
	近畿財務局	16年度	72	16
管理処分型	関東財務局	21年度	240	14
累 計			1,408	179

(注) 単位未満四捨五入のため内訳と累計は必ずしも一致しない。

第43表 社会福祉分野での国有財産の活用実績

(契約件数実績)

	<社会福祉分野における国有地の活用> (平成22年6月18日～平成26年9月30日)	
	定期借地	売 却
保育 関係	24件	20件
高齢者 関係	10件	19件
障害者 関係	6件	21件
医療 関係	0件	8件
合 計	40件	68件

(平成26年9月30日時点)

第11 NTT, JT, 日本アルコール産業株式の売却状況

1. NTT株式

昭和60年4月、日本電信電話株式会社法（平成9年6月の法律改正により「日本電信電話株式会社等に関する法律」、以下「NTT法」）により、旧電電公社が民営化され日本電信電話株式会社（以下「NTT」）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数1,560万株（資本金7,800億円、額面5万円）のすべてが政府の保有となった。

NTT株式については、NTT法上、政府に3分の1以上の保有義務が課せられており、全体の3分の1に当たる株式（520万株）については財政投融資特別会計投資勘定（※1）が保有し、残りの3分の2に当たる株式（1,040万株）については国債整理基金特別会計が保有し、売却益は国債償還財源に充てることとされた。

国債整理基金特別会計保有の株式については、昭和61年度、62年度に各195万株、63年度150万株、平成10年度、11年度、12年度に各100万株、14年度9万1,800株、15年度8万5,157株、16年度80万株、17年度112万3,043株を売却してきた結果、同特別会計保有の株式はすべて売却が完了した。

財政投融資特別会計投資勘定保有の株式については、平成22年11月及び平成23年11月にNTTが自己株式消却を行い、政府保有義務超過分9,933万4,200株（※2）が生じたため、平成23年度にNTTによる2回の自己株式取得に応じて売却を行った。平成25年11月にNTTが再び自己株式消却を行い、政府保有義務超過分6,216万6,700株が生じたため、平成26年3月及び11月（※3）に当該超過分を売却した結果、現在の株式数は3億6,889万9,100株となっている（第44表参照）。

※1 NTT株式は産業投資特別会計が保有していたが、平成20年度に、特別会計に関する法律により、産業投資特別会計は、財政投融資特別会計投資勘定となった。

※2 株式分割（平成7年11月に1株を1.02株、平成21年1月に1株を100株）を実施している。

※3 平成26年11月には2回実施している。

2. JT株式

昭和60年4月、日本たばこ産業株式会社法（以下「JT法」）により、旧日本専売公社が民営化され日本たばこ産業株式会社（以下「JT」）が発足し、同時に、同社の発行済株式総数200万株（資本金1,000億円、額面5万円）のすべてが政府の保有となった。

JT株式については、当初、JT法において、政府にJT設立時の株式総数の2分の1以上かつ発行済株式総数の3分の1超の保有義務が課せられていたため、JT設立時の株式総数の2分の1に当たる株式（100万株）については財政投融資特別会計投資勘定が保有。残りの2分の1に当たる株式（100万株）については国債整理基金特別会計が保有し、売却益は国債償還財源に充てることとされた。

JT設立時の経過措置（JT法附則第18条）として、政府に当分の間発行済株式総数の3分の2以上の保有義務が課せられていたことから、国債整理基金特別会計保有の株式のうち、平成6年度39万4,276株、8年度27万2,390株を売却した（当該時点における売却（発行済株式総数の3分の1）が完了）。その後、平成14年4月にJT法の一部改正により上記経過措置が廃止されたことに伴い、新たに33万3,334株が売却可能となり、平成15年度4万4,000株、16年度28万9,334株を売却した（当該時点における売却（発行済株式総数の2分の1）が完了）。

平成23年12月、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（JT法改正を含む）の施行により、政府保有義務は発行済株式総数の3分の1超となり、財政投融資特別会計投資勘定が保有している500万株（株式分割（平成18年4月に1株を5株）を実施）のうち、166万6,666株を国債整理基金特別会計に所属替し、売却益は復興債償還財源に充てることとされた。

国債整理基金特別会計保有の株式については、平成24年度に3億3,333万3,200株（株式分割（平成24年7月に1株を200株）を実施）を売却した（当該時点における売却（発行済株式総数の3分の1超）が完了）。

なお、所属替後の株式分割実施（平成24年7月に1株を200株）により、財政投融資特別会計投資勘定の株式については6億6,666万6,800株となっている（第45表参照）。

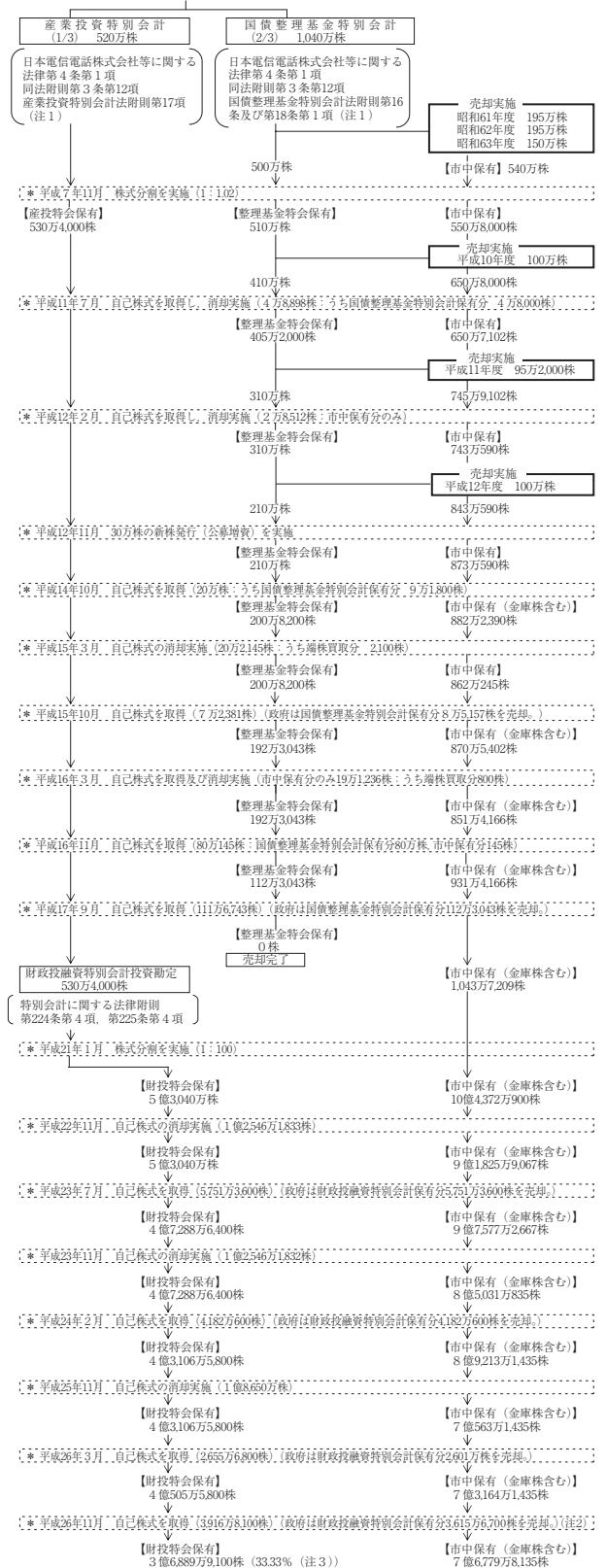
3. 日本アルコール産業株式

平成18年4月、日本アルコール産業株式会社法(以下「J.alco法」)により、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構アルコール製造部門が民営化され日本アルコール産業株式会社(以下「J.alco」)が発足し、同時に、同社の発行済株式総数6万株(資本金30億円)のすべてが政府の保有となった。

J.alco株式については、J.alco法上、政府に保有義務は課されていない。一方、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画(平成11年4月閣議決定)において、政府は設立後2年以内に株式の売却を開始し、できる限り早期に完全売却を図ることとされている。これを踏まえ、財政制度等審議会国有財産分科会株式部会(平成18年11月)での審議・答申を受けて、平成20年3月、発行済株式総数の約3分の2に当たる株式(39,999株)を一般競争入札により売却した(第46表参照)。

第44表 NTT株式の概況

会社設立時の発行済株式総数1,560万株(資本金7,800億円、額面5万円)



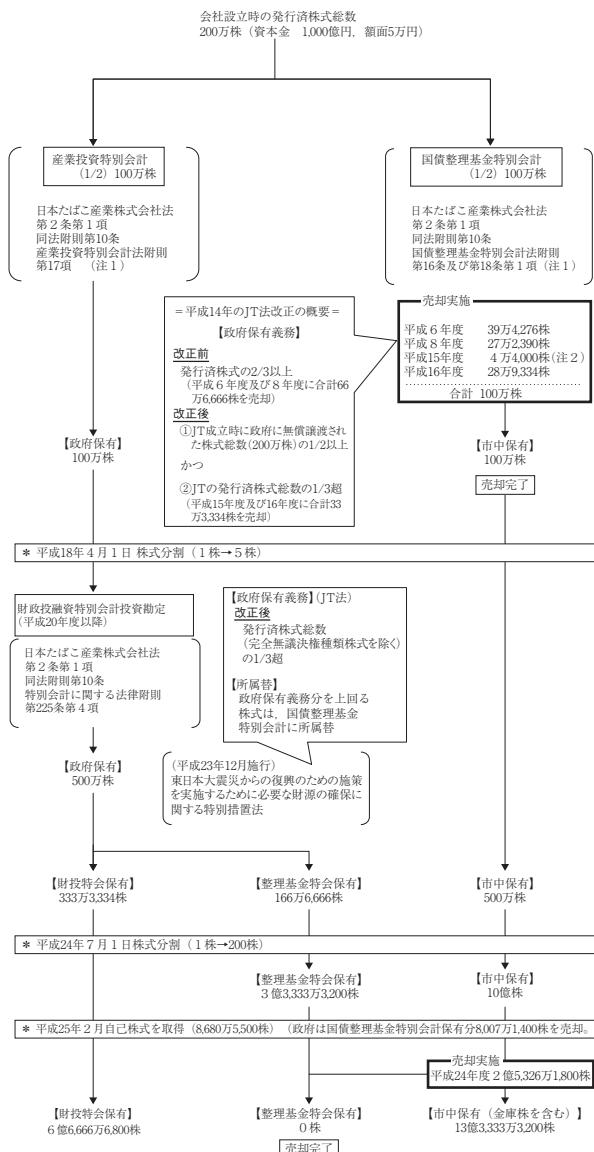
(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計法、国債整理基金特別会計法は廃止。

(注2) 平成26年11月に2回行った自己株式取得の合計額。

(注3) NTT法上の政府保有義務割合。政府保有株の総発行済株式に占める割合は32.45%。

(注4) 株式数は単位未満四捨五入により合計が一致しない場合がある。

第45表 JT株式の概況



第46表 日本アルコール産業株式の概況



(注1) 特別会計に関する法律により、産業投資特別会計法、国債整理基金特別会計法は廃止。

(注2) 平成15年度の売却は、JTの自己株式取得に応じた売却である。